

審議会等の概要や会議録

 審議会等の概要調書

会議録及び会議資料


静岡県森の力再生事業評価委員会

- 開催日 令和1年8月7日(水)
- 場所 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館4階 第一会議室 C
- 出席者(職・氏名) 委員長 土屋 智(静岡大学名誉教授)
委員代理 小南陽亮(静岡大学教育学部教授)
委員 浅見佳世(常葉大学大学院環境防災研究科准教授)
委員 木村美穂(きむら工房代表)
委員 倉田明紀(静岡県中小企業団体中央会)
委員 五味響子(しずおか流域ネットワーク)
委員 恒友仁(一般財団法人静岡経済研究所理事)
委員 波多野初枝(静岡県消費者団体連盟)
委員 原田健一(静岡県弁護士会)
(50音順・敬称略)
- 議題
 - ・委員長の選出
 - ・評価委員会の年間開催計画
 - ・平成30年度の提言への対応の報告
 - ・平成30年度事業分の評価対象箇所の選定
 - ・事業実施箇所のモニタリング結果の報告
- 配布資料
 - 次第・名簿:  (130KB)
 - 評価委員会の年間開催計画(案):  (71KB)
 - 平成30年度の提言への対応の報告:  (108KB)
 - 平成30年度事業分の評価対象箇所の選定:  (115KB)
 - 実施箇所一覧表:  (206KB)
 - 事業実施箇所のモニタリング結果の報告1:  (437KB)
 - 事業実施箇所のモニタリング結果の報告2:  (427KB)
 - 事業実施箇所のモニタリング結果の報告3:  (359KB)
 - 参考資料:  (205KB)

[審議事項]

- (1)委員長の選出
- (2)評価委員会の年間開催計画
- (3)平成30年度の提言への対応の報告
- (4)平成30年度事業分の評価対象箇所の選定
- (5)事業実施箇所のモニタリング結果の報告

[審議内容]

詳細:  (395KB)

お問い合わせ

経営管理部総務局法務課
静岡市葵区追手町9-6
電話番号: 054-221-3306
ファックス番号: 054-221-2099
メール: houmu@pref.shizuoka.lg.jp

令和元年度 第1回静岡県森の力再生事業評価委員会

日時	日時：令和元年8月7日（水）午後1時30分～3時30分
会場	静岡県庁 西館4階第一会議室C
出席者	<p>○ 委員（敬称略）</p> <p>土屋智（委員長）、小南陽亮（委員長代理）、木村美穂、倉田明紀、五味響子、恒友 仁、波多野初枝、原田健一、（8人）</p> <p>○ 事務局（県側出席者）</p> <p>天野経済産業部長、志村農林水産担当部長、清水森林・林業局長、藤田森林計画課長、佐野農林技術研究所森林・林業研究センター技監、齋藤産業政策課長 他</p>
次第	<p>1 開 会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 委員長の選出</p> <p>(2) 評価委員会の年間開催計画</p> <p>(3) 平成30年度の提言への対応の報告</p> <p>(4) 平成30年度事業分の評価対象箇所の選定</p> <p>(5) 事業実施箇所のモニタリング結果の報告</p> <p>4 そ の 他</p> <p>5 閉 会</p>
配布資料	<p>○ 次第、出席者名簿、座席表</p> <p>○ 配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価委員会の年間開催計画（案） ・ 平成30年度評価委員会からの提言に係る対応 ・ 平成30年度事業分の評価対象箇所の選定について（案） ・ 平成30年度実績一覧表 ・ 事業実施箇所のモニタリング調査について 他

結果概要	<p>(1) 委員長の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長に土屋智委員が選出され、委員長代理に小南陽亮委員を指名した。 <p>(2) 評価委員会の年間開催計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 30 年度評価対象箇所」「事業完了後 3 年以上経過した箇所」の検証を行い、評価、提言を行うことを決定。 <p>(3) 平成 30 年度の提言への対応の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会などの様々な部局と連携して、子どもへの環境教育や納税教育の機会を設けることを検討するよう意見が出された。 <p>(4) 平成 30 年度事業に係る評価対象箇所の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度に整備した 138 箇所のうち、評価対象 21 箇所を選定した。 ・新規参入者の状況、被災要因や流域との関係を把握できるような資料を、今後作成するよう意見が出された。 <p>(5) 事業度実施箇所のモニタリング結果の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥類調査の評価手法について、集計方法や鳥の数だけでなく鳥の特性を考慮した手法を取り入れるよう意見が出された。 ・立木の成長について、無施工地を設定し対比して評価するよう意見が出された。 <p>(6) その他</p> <p>その他として、以下の意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果につながる広報を行うため、時代の流れに合った方法で、魅力的な情報発信を行うよう意見が出された。
------	---

令和元年度 第1回 静岡県森の力再生事業評価委員会 議事録

日時：令和元年8月7日（水）
午後1時30分から3時30分
場所：静岡県庁西館4階第一会議室C

（齋藤 経済産業部管理局産業政策課長）

定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第1回静岡県森の力再生事業評価委員会を開催します。

私は、静岡県経済産業部産業政策課の齋藤と申します。本日の司会を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員会の開会に当たりまして、静岡県経済産業部天野部長から御挨拶申し上げます。

（天野 経済産業部長）

皆さん、こんにちは。遅参いたしましたして申しわけありませんでした。前段の会議が少し長引いてしましまして、私はいつも東館で会議をやるものですから、東館だとばかり思っておりましたら、西館の4階ということで、今走ってまいりましたけれども、申しわけありませんでした。

さて、委員の皆様方におかれましては、本日は本当に御多忙の中、この森の力再生事業評価委員会に御出席いただきましてありがとうございます。また、このたびはこの委員会の委員に御就任いただき、感謝を申し上げます。

この事業は、県民の皆様幅広く県民税の均等割の超過課税を御負担いただいで進めている事業でございます。この評価委員会の御審議を通じまして、税金の使途の透明性を高め、よりよい事業を構築するように、そのような目的でこの委員会が設けられているわけでございます

委員の皆様には、それぞれの専門のお立場から、事業に対する御意見や今後に向けた改善点などにつきまして、御意見等を積極的にいただければと考えております

さて、平成18年度から開始いたしました森の力再生事業は、荒廃した森林の整備を行いまして、森林の持つ土砂災害の防止や、水源涵養などの森の力の回復を図るべく、平成27年度までの10年間で第1期とし、1万2,374ヘクタールの荒廃した森林の整備を行ってまいりました。

その一方で、県内の森林では、新たな荒廃の進行や、シカによる食害などの課題も生じていることから、もりづくり県民税の課税期間を5年間延長いたしましたして、平成28年度から第2期をスタートいたしました。

平成28年度からの10年間で、1万1,200ヘクタールの整備を計画し、30年度までの3年間で3,114ヘクタールを整備したところであります。

また、森の力再生事業は、さまざまな波及効果をもたらしております。本事業によりまして、森林整備の新たな担い手が創出され、これまでに建設業、NPO等、46事業者の新規参入が進んだほか、雇用された人数は延べ2,881人となっております。

また、本事業で整備した森林から運び出されて建築材料等に活用された木材は、13年間の累計で約20万 m^3 となりました。

平成29年度から、竹林の整備で発生した竹材を中遠地域を中心とした海岸で進めている「ふじのくに森の防潮堤づくり」の防風垣に活用するなど、地域への波及効果を積極的に進めておるところでございます。今後も引き続き、荒廃した森林の再生をこのような形でさまざまな工夫を凝らしながら、

積極的に進めてまいります。

本日は、今後の委員会で御評価いただきます箇所を選定していただくほか、昨年度いただいた御提言への対応、事業実施箇所のモニタリング結果などにつきまして御報告させていただく予定であります。委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

それでは簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は、長時間の御審議となりますが、よろしく願いいたします。

(齋藤 産業政策課長)

続きまして、本日御出席の委員の皆様を御紹介します。会議資料のうち、次第の次のページの委員名簿を御覧ください。

それでは、名簿に記載された順序に従いまして御紹介します。

きむら工房代表の木村美穂様です。静岡県中小企業団体中央会の倉田明紀様です。しずおか流域ネットワーク副会長の五味響子様です。静岡大学教育学部教授の小南陽亮様です。静岡大学名誉教授の土屋智様です。一般財団法人静岡経済研究所理事の恒友仁様です。静岡県消費者団体連盟の波多野初枝様です。静岡県弁護士会の原田健一様です。

なお、常葉大学大学院環境防災研究科准教授の浅見佳世様、一般社団法人静岡県法人会連合会の豊田和子様におかれましては、所用により本日欠席されております。

委員の皆様には、本年6月に本委員会の委員に御就任をいただきました。任期は、令和元年6月12日から令和3年6月11日までの2年間となります。

委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見を賜りますよう、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、本日の委員会の成立要件について報告します。本日は、委員10人中8の方が出席されています。静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱第5条第2項の規定に照らし、出席者は委員の過半数を超えていることから、本委員会は成立していることを報告します。

なお、県側の出席者につきましては、委員名簿の下段に記載のとおりです。

また、本委員会につきましては、県が定めます情報提供の推進に関する要綱に基づきまして、公開対象となっております。議事内容につきましては、録音させていただきまして、議事録を作成します。

議事録は、後日、皆様に御確認いただいた上で、県のホームページなどで公開をします。あらかじめ御了承願います。

本日は委員の改選後、初めての委員会となりますので、初めに委員長をお選びいただきたいと思います。

委員長につきましては、森の力再生事業評価委員会設置要綱第4条第2項の規定により、「委員長は、委員の互選によりこれを定める。」としております。どなたか御推薦をいただけますでしょうか。

(五味委員)

土屋委員にお願いするのがよいのではないのでしょうか。

(齋藤 産業政策課長)

ありがとうございます。ただいま五味委員から、土屋委員の御推薦をいただきました。

それでは、土屋委員に委員長をお願いしたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。(拍手) ありがとうございます。

それでは、土屋委員におかれましては、委員長として2年間、よろしく願いをいたします。委員長席の方への御移動をお願いします。

次に委員長代理の指名をお願いします。

委員長代理につきましては、森の力再生事業評価委員会設置要綱第4条第4項の規定により、「委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」としております。それでは、土屋委員長、御指名をお願いします。

(土屋委員長)

それでは、前委員会と同様で申しわけありませんが、小南委員にお願いしたいと思います。

(小南委員)

了解いたしました。(拍手)

(齋藤 産業政策課長)

ありがとうございました。それでは、小南委員におかれましては、委員長代理として2年間よろしく願いいたします。委員長代理席の方へ御移動をお願いします。

それでは、改めまして土屋委員長、小南委員長代理に一言ずつ御挨拶をお願いします。では、土屋委員長、お願いします。

(土屋委員長)

令和元年度から、委員長を2年間務めさせていただきたいと思います。

この委員会は、どこが前々回と変わったところは、それほどないのかもしれませんが。ある意味、淡々とルーチンに則って、委員会の業務をこなしていくというところが、ルートに敷かれていると言ったら失礼ですけれども、過去の積み上げがありますので、そういったところで委員を務めていただきたいと思います。

それでは、何を挨拶にしようか考えてきたんですけれども、余りいい言葉が見当たらなかったものですから、県民もりづくり条例の最初のところに、もう一度その趣旨は何だろうかと振り返って、読んでみたわけですけれども、やはり重要なところは、「県民の理解と協力の下に、荒廃した森林の再生に係る施策に取り組んでいく必要がある」と明記されておりますので、このことが十分に果たせるように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

(齋藤 産業政策課長)

それでは、小南委員長代理、よろしくお願いします。

(小南 委員長代理)

ただいま委員長の代理を仰せつかりました小南です。どうぞよろしくお願いします。

私も何年この委員会に参加させていただいているか、勘定できないぐらい長く関わらせていただいておりますけれども、この事業は文字どおり森林を対象としたものでございますけれども、森林を相手にする場合、私も研究もしておりますけれども、やはり長くやらないとなかなか成果が上がらない、あるいはわからないことが非常に多くて、この事業に関しましても、やはり長く続けて、継続していくことにも、非常に大きな意味があるのではないかなと思っております。

この委員会に関わらせていただいて、今この事業が続く中で、大きな成果が上がってきているものと思っております。今後も、最初の御挨拶にもありましたように、やはり森林を対象にしたものは、やればやるほど、また新たな課題が起こって、ここもやらなきゃいけない、ここもやらなきゃいけないというのは、これは当然起こってくるものでありますので、またそういった面に対して、私もできる限りの何かお手伝いができることがありましたらさせていただいて、また委員長代理ということで、微力ですけれども、できるだけのことをさせていただきたいなというふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

(齋藤 産業政策課長)

ありがとうございました。それでは、これから議事に移ります。今後の議事進行につきましては土屋委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(土屋委員長)

それでは、早速ではございますが、議事に従いまして進めたいと思います。議事の2番目としまして、評価委員会の年間開催計画ということで、事務局より説明をお願いしたいと思います。

(加藤 産業政策課主査)

評価委員会の年間開催計画について御説明をさせていただきます。資料を表紙から3枚めくっていただきまして1ページ、資料-1と右上にあります評価委員会の年間開催計画案という資料を御覧ください。

令和元年度の森の力再生事業評価委員会の年間開催計画でございますが、表の中にもありますとおり、3回の会議を開催するとともに、現地調査の開催を予定しております。

第1回目は本日8月7日に開催させていただいております。審議内容は、委員長、委員長代理の選任のほか、ただいま報告させていただいております年間開催計画、この次に昨年度いただきました提言への対応の報告のほか、平成30年度に森の力再生事業を実施した箇所のうち、本年度評価をさせていただく対象箇所の選定をさせていただく予定であります。最後に事業実施箇所のモニタリング結果の報告をさせていただきたいと思っております。

2回目は10月ごろを予定しております。2回目では、本日選んでいただいた30年度の事業分の評価対象箇所について、検証をさせていただきたいと思っております。それ以外に波及効果に関する事例報告等をさせていただきたいと思っております。

第2回目で30年度の事業分の検証をしていただいた箇所について、必要に応じて現地調査を実施させていただきます。こちらについては11月を予定させていただいております。こちらについては現地で事業効果の方を検証させていただくように計画しております。

最後に3回目です。1月ごろを予定しております。3年前に評価をしていただいた平成28年度分の箇所が、3年後どのようなようになったかということで検証していただくのと同時に、1年間かけて検証していただいた30年度の箇所を最後に評価としてまとめていただいて、最後に提言を作成していただくということを計画しております。

以上になります。御審議のほど、お願いいたします。

(土屋委員長)

今、説明のありました年間開催計画案ですが、何か御質問、御意見ございますでしょうか。これも

例年同じスタイルで年4回ということでございますので、ここにありますような計画で進めるということでもよろしいでしょうか。（「了解」の声あり）

それでは、このとおりに進めていくことになるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議事の3に移りたいと思っております。議事の3で、平成30年度の提言への対応の報告ということで、事務局より報告をお願いしたいと思っております。

（刑部 森林計画課森の力再生班長）

森林計画課森の力再生班長の刑部と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

資料-2で平成30年度提言にかかる対応をまとめておるんですけれども、それについてパワーポイントを使って説明させていただきます。昨年度事業評価委員会からいただいた提言は5つありまして、それぞれについて資料-2のとおり対応してまいります。

提言の1つ目でございます。「事業の効果が最大限発揮されるよう、他の関連施策、市町との連携や、民間との協働を進めてください。」でございます。

この提言については、森の力再生調整会議を活用して対応いたします。森の力再生調整会議は、平成28年度に県と市町と整備者などを構成員としまして、各農林事務所に設置し、市町や農林事務所に上がりました事業実施の要望を元に、権利者と整備者のマッチングとか、地域のニーズに対する市町との調整、国の補助事業等の他事業を活用しました一体的な森林整備等を推進してきました。平成30年度は合計29回、会議を開催しまして、本年度は7月までに12回開催しております。

本年6月28日に中遠農林事務所で開催した会議では、県が行いますもりづくり県民税による森の力再生事業と、本年度から始まります市町が行う森林環境譲与税による事業を役割分担の上、連携して進めていくことの再確認と、それぞれの事業の進捗状況などを情報共有いたしました。このような調整会議を本年度も農林事務所単位に実施しまして、取り組みを評価してまいります。

提言2ですけれども、「整備が終わった周辺箇所の森林の権利者にも事業のPRを行うなど、整備が地域に広がるように努めてください。」です。

この提言についての対応について、1つ目としましては、整備が終わった周辺箇所の森林所有者に現地報告会などを開催し、事業のPRを実施しております。昨年度は権利者に対して事業報告会を実施したり、自治会との意見交換会を実施するなど、計9回開催し、延べ85名に参加していただきました。

左の写真は昨年度12月3日に伊豆市土肥地区で整備後の箇所で権利者に対して行った報告会の様子です。権利者からは、「山が明るくなった」、「こういった山になるなら、ほかの場所でも実施したい」など、好意的な御意見をいただきました。

右側の新聞記事は、昨年8月30日に菊川市堀田自治会で開催した意見交換会の様子です。竹林の管理が地域の課題となっている自治会からの呼びかけにより、竹林整備箇所の見学とあわせて、意見交換会を行いました結果、本年度の事業実施につながっております。このような取り組みを引き続き実施し、事業の理解を深め、整備が広がるように努めていきます。

また、提言2に対する2つ目の対応策としましては、各農林事務所において体験ツアーなど、県民が事業の成果を実感できる広報に取り組んでまいります。左側の写真は、昨年11月に地元の製材所と農林事務所の共催で行いました事業の成果を体験するツアーイベントの開催状況です。

右側の写真は、伊豆市の宿泊施設の窓から、平成28年度に整備した森林がよく見えるということで、施設に御協力をいただきまして、本年度3月に窓から見える森林が森の力再生事業で整備した箇

所ですよということを説明する内容の木製プレートを設置させていただきました。

このような取組みを昨年度は9回開催し、延べ514名に森の力再生事業の整備地を直接見ていただくことで、事業の成果を実感していただき、事業への理解を深めていただきました。本年度も引き続き実施してまいります。

提言の3番目です。「伐採した木材や竹材の利活用について、引き続き努めてください。」という内容です。この提言については、森の力再生調整会議において、伐採した木材や竹材の情報共有し、活用に向けたマッチングを図っていきます。あわせて竹材は搬出コストの削減に取り組み、安定供給の可能性を検討します。

平成30年度の森の力再生事業では、スギやヒノキなどの木材については、伐採材積の約6%となる1万4,000立米を搬出・利用しております。竹材は、伐採した竹材を昨年度から県内加工にかわりまして、昨年度から島田市内の加工所で竹すに加工しまして、それを中東遠地域で進められている「ふじのくに森の防潮堤」の防風垣の一部、約2,600メートルほどに活用いたしております。このような取組みを引き続き行うのと、利活用を進めてまいります。

提言の4つ目でございます。「事例発表会の開催など、事業者間の情報交換の場をつくり、事業者全体の技術力向上に努めてください。」という内容です。

この提言への対応は、森の力調整会議の場の活用や、新たな情報交換会の開催などにより、整備者同士が整備事例を学ぶ機会を設けてまいります。写真は、本年1月に島田市で、中部・志太榛原・中遠管内の整備者を対象に実施しました風倒木被害の安全な処理方法に関する技術講習会の状況です。重機を使った倒木処理や、チェーンソーによる被害木処理の実践的な講習を行っております。参加した20名の整備者からは、「とても勉強になった」、「新しい技術を知ることができてよかった」などの意見がありました。本年度も整備者同士が現場で必要とする技術や事例の情報交換する場を農林事務所単位で設けていきたいと考えております。

提言の5つ目でございます。「納税への理解が一層促進されるよう、県民に対し情報発信に取り組むとともに、広報看板については、効果を最大限に発揮できるよう、設置方法等を検討してください。」という内容です。

この提言への対応としまして、1つ目の対応としましては、県民だより、ラジオ、ホームページやフェイスブックにより情報発信をしております。右側の県民だより3月号では、特集記事の1つとしまして、もりづくり県民税と森の力再生事業の実施状況や効果などを情報発信いたしました。さらに、フェイスブックふじのくに森林の都しずおかで20回ほど情報発信したほか、テレビ、ラジオなどでも取り上げていただきました。また、県と協定を結んでいるコンビニエンスストア、ショッピングセンターで定期的にポスターの掲示やリーフレットの配架を行いました。県民の納税への理解が一層進むよう、これらの事業を引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、2つ目の対応策としましては、県や市町が開催するイベント、例えば産業祭などで、税と事業のPRを進めるために、市町の広報紙を活用したPRも新たに展開いたします。

また、3つ目の対応としまして、新たな取り組みですけれども、県民に対し、税と事業をPRし、理解、促進を図る企画提案型の委託事業を実施します。広報紙の掲載につきましては、特に東部農林事務所管内の市町に協力をお願いしまして、右側の写真のように、伊豆市の広報紙に森の力再生事業の内容を掲載していただき、市民へ整備の働きかけを行いました。

また、県民の理解を図るため、民間企業からプロポーザル方式による企画提案を募り、本年10月から11月にかけて、県内6カ所で森の力再生事業の施工地を活用して、事業効果を感じていただくような体験イベントや、環境教育の専門家による森の力の解説、伐採した木材を活用したクラフトづ

くり体験なども開催ができるように、現在準備を進めております。

提言5の最後のスライドでございます。提言のうち、広報看板に対する対応としまして、PR効果が高いと判断される場所に広報看板を設置する場合は、その効果が最大限に発揮されるよう、設置場所に応じた規格の設定や、施工経費の妥当性などを審査してまいります。

右側の写真は、森の力再生事業の施工箇所を示すものとして、すべての箇所に設置している管理用看板の例でございます。左側は、道路沿いなど、県民の目に触れる機会が多い施工地において設置する広報看板で、整備前と整備後の写真を入れまして、整備効果をPRしております。

広報看板の設置に当たりましては、設置箇所、サイズ、デザインなど、十分審査して、PRが十分に発揮できるよう、申請段階から指導してまいります。

資料-2、30年度の提言に係る説明については以上でございます。

(土屋委員長)

30年度の提言への対応ということについてですけれども、いかがでしょうか。思い出していただいているところもあるかもしれませんが、何か御質問、御意見はありますでしょうか。

(恒友委員)

私、今回初めて出席させていただくものですから、間違いがあったら申しわけございません。5番の納税への理解という点で、私個人的に余りこの委員になるまでは知らなかったということもありまして、納税者の理解がどこまで進んでいるのかは、まだまだこれからだと思うんですね。この取り組みもこれから継続的にやっていかれると思うんですけれども、そういった意味で、ラジオ、ホームページ、フェイスブック等と書かれていますけれども、特に今は若い人を中心にSNSが情報手段としては広がっているものですから、これからは、ただやったというだけではなくて、創意工夫をしながら認知活動をされていかれるといいかなと思います。以上です。

(土屋委員長)

事務局、何か。

(藤田 森林計画課長)

森林計画課長の藤田と申します。森の力再生事業、事業そのものを担当しております。今、委員から御指摘がありました納税者への理解の促進ということで、委員になるまでは実際に知らなかったというお話もあります。当然のことながら、県民1人当たり400円という形で納税していただいていますので、全員の方が納税しているということを知っていただくという必要があると思います。

私ども森林部局でも、SNSを利用したフェイスブックなどを持っておりまして、そういったところでも森の力再生事業などの効果だとか、実績だとか、そういったものはこれからも引き続きPRをしていきたいと思っております。

また、いろんな、これまでもやってきているんですけれども、まだまだ足りないと思っておりますので、引き続き積極的にPRに努めていきたいと思っております。以上です。

(土屋委員長)

ほかはよろしいでしょうか。

(五味委員)

提言に対しての御対応をいろいろしていただいているということが、大変よくわかりました。ありがとうございます。

ちょっと質問と、少しだけ意見ですけれども、1番のところの、他の関連施策や市町との連携や民間との協働ということは、とても大切なことだと思うんですね。私は仕事の関係でNPOや市民活動のことをやっていますが、やはりその施策だけできれば、何でも解決するんじゃないよということが、NPOとか市民活動の世界でもありますし、どんな分野でも、やっぱり人が動かなければ、施策だけあってもしょうがないということを常に常に思っています。県民一人一人が、本当に理解するためには、恒友委員がおっしゃったようなSNSの活用なども大切ですし、それと子供のころからの教育とか、子供のころから森が大切だということをわかってもらうためには、森林部局だけではなくて、いろいろな部局、いろいろな分野の方たちが一緒になって、やっぱり環境のこととか森林のことを学んでいただく。

つい先日も講演会があったんですけども、「森は海の恋人」ですね、岩手の方でやっていらっしゃる方が来静されて、やったんですけども、森だけではなくて、全部環境はつながっているんだよと、それはすごく大切なことと子どもの頃から学ぶ。今いろんな環境の中で、生物の多様性が危機感を持って見られていることも、やっぱり地球環境のいろんな場面にすごく影響していると思うんですね。

ですから、森林部局の方、関係する部局の方だけではなくて、例えば海の関係の方とか、あるいは山を持っている市町の方だけではなくて、海の近くの町の方も、やっぱり森のことを見つめてもらうような、そういうような企画をぜひ協働してやっていただくと、よりよくなると思います。

それと、もう1点は、質問です。整備したところを見られるようなラフォーレの見学会の看板というのがありましたけれども、ラフォーレ修善寺ですか、東部農林さんがやられたということで、とてもいいなと思ったんですけども、あそこに日付が書いてあったのがちょっと気になって、その日だけだったということですか。

(大石 東部農林事務所 技監)

ずっと置いています。

(五味委員)

安心しました。

(土屋委員長)

あとよろしいでしょうか。

(波多野委員)

今、五味先生のお話とちょっと関連しているんですけども、少し前に防災訓練の話が出たときに、海沿いの人たちは、薪とかそういうものがなくて、カインズとか、そういうところで薪を売っているところで求めたりとかするというのを伺ったので、山の方にはたくさん、もう余るほどあるものですから、その連携を、山と海と連携を密にして、薪とかを引き取ってもらうようなことをしていただいたらいいなと思います。

(藤田 森林計画課長)

御意見ありがとうございます。説明の中でも幾つか木材の利用ということでお話をさせていただきました。整備で切った伐採木で、所有者がそれを外に出して木材として活用したいということについては、これまでも全体の量の6%ぐらいは利用しております。その中で薪というお話がありましたけれども、これは所有者と連携をすればできることもあります。森林組合などを通じて薪を売っている、例えば掛川の森林組合あたりは切ってきた材を一度土場というところにためます。その中で余り売れそうもないようなものは薪で販売したりして、そういうケースもございますので、利用されているケースもあると思います。以上です。

(波多野委員)

ありがとうございます。

(土屋委員長)

それではよろしいでしょうか。昨年度の提言に関係するところで、意見を若干いただきましたので、このような意見を踏まえて事業を推進していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次の議事に移りたいと思います。議事4、平成30年度事業分の評価対象箇所を選定について、事務局より説明をお願いします。

(加藤 産業政策課主査)

資料3ページを御覧ください。本年度に審査をしていただく対象箇所を選定について、事務局案を示させていただきます。右の方に資料3-1と書いてある資料になります。

平成30年度、昨年度森の力再生事業を実施した箇所について、本年度御審査をお願いしたいと思っております。平成30年度の実施箇所数は、森の力再生事業は、大きく3タイプに分かれておりまして、人工林再整備事業の一般型が111カ所、人工林再整備事業の災害対応型が12カ所、竹林・広葉樹等再生整備事業の箇所について15カ所、計138カ所を実施しております。

資料を2枚めくっていただいて5ページ以降になるんですが、こちらが、人工林再生整備事業の一般型の先ほど御説明させていただきました111カ所のリストになっております。

そのまま資料の方8ページを御覧ください。こちらにつきましては、人工林再生整備事業の災害対応型の12カ所のリストになっております。もう1枚めくっていただきまして資料9ページ、こちらが竹林・広葉樹林等再生整備事業の15カ所のリストになっております。こちらから本年度審査をしていただく箇所の方を選定していただく形になっております。

事務局案の方をお示しさせていただきます。資料3ページに戻っていただきまして、事務局案の方を示させていただきます。2番の評価対象箇所を選定というところで、事務局の方では一定の基準に照らし合わせまして評価箇所を選定をさせていただきます。

基準につきまして①事業面積(面積)の大きい箇所、②事業単価が高額の箇所、③全農林事務所が必ず評価を受けるということで、このような形で評価箇所を選定基準として選定をさせていただきます。

箇所数ですけれども、1番の基準に基づきまして、例年が平成29年度22カ所、平成28年21カ所、平成27年24カ所ということで、おおむね20カ所程度を選定させていただきます。

選定箇所ですが、(3)の大きな選定箇所になります。人工林再整備事業について、一般型、基準①から③は上の①、②、③の基準と突合しております。①事業面積の大きい箇所と、③全農林事務所が

必ず評価を受けるというところで、各農林事務所、面積の大きいところを抽出させていただいております。

一般型の②、こちらの志太榛原農林のところに1と数字が入っていますが、こちらについては事業単価が高い箇所を選定させていただいております。

細かく、すみません、御説明させていただきます。資料をめくっていただいて5ページになります。先ほどお示しさせていただきました人工林再生整備事業の一般型の実績111カ所のうち、オレンジ色がついている箇所が今回抽出をさせていただいた箇所になっております。面積で抽出したところについては、面積の項目に丸がついているという形になっております。

もう1枚めくっていただきまして6ページ目になります。こちらと同じように色がついている箇所をそのまま抽出箇所とさせていただいております。丸がついているところが抽出の基準となっているところがございます。下の方に志太榛原の島田市大草のところにつきましては、こちらについては事業の単価が高いところということで、こちらを選定させていただいているというような形になっております。

すみません、資料の方をまた3ページに戻っていただきまして、このような形で箇所の選定をさせていただきまして、一般型は13カ所、災害対応型については2カ所、竹林・広葉樹等再生整備事業については6カ所の計21カ所の方を選定させていただいております。そのリストがもう1枚めくっていただいた4ページ、こちらの21カ所を選定させていただいているという形になっています。事務局案については以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(土屋委員長)

それでは、ただいまの事務局案について何か御意見、御質問ございますでしょうか。

(木村委員)

木村です。選定自体の質問ですけれども、整備者のところでたくさん組合とかが出ていると思うんですが、毎年、何か去年も見たような名前があったり、今回選定されているところにもあると思うんですけれども、この事業を始めて整備者としてどんどん新しい組合であるとか、新しい整備者の方というのが、どんな感じで出ているのかというのが単純に知りたくて、最初から定期的に毎年毎年この事業を知って、関わっている組合とかはもちろんなんですけれども、整備されたところとか、この事業を知って、新たにこの事業に参加しているところがどのくらいあるのかなというのと、そういう新しいところというのを、この事業で選定されることもあるのかなということが知りたくて。

(土屋委員長)

事務局、どうでしょうか。

(藤田 森林計画課長)

今持ち合わせている資料ですと、森林整備の新たな担い手の創出ということで、先ほど報告の中にもちょっとあったかとは思いますが、13年間、1期が10年、それから今2期目の3年目という形で、13年間で累計46者の方が入っております。

内訳としましては、いわゆる木材を生産するそういう素材生産業者の方、あるいは建設業者なんかも、やはり機械を使ったりして、建設業そのものの合間合間に人手を労働管理をする関係で、仕事をやれるというそういう意味で建設業者の方が入ったり、造園業者が入ったり、あるいはNPOの方が

そういう森づくりだとか、放置竹林の対策ということで興味のある方が、元々やっていたけれども、しっかり技術を、チェーンソーとかいろいろなものを使いますので、そういう資格を得た上でNPOとして取り組んでいるとか、そういったケースがございます。よろしいでしょうか。

(木村委員)

今回新たに初めて参加しているところとかもあったりするんですか。

(藤田 森林計画課長)

今回というのは、このページの中で新たなところでよろしいですか。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

平成30年度に3事業体ほど新しく森の力再生事業の方を始めていただいておりますけれども、今回の対象の中にその3事業体が入っているかという、今回は入っておりません。

1つは、この見ていただいている表の一番右側に、過去に評価対象になった整備者かどうかというところに丸がついておりまして、ほぼ多くの方は皆さん過去にやっている方なんですけれども、6ページの鈴木林業さんというところは今回初めて評価対象になったということで、比較的今回は面積の大きい整備をしていただいたものですから、評価対象に選定させていただいているようなそんな状況がございます。ですので、昨年度新しく事業体として3事業体ほど整備の方をしていただいております。

(土屋委員長)

いつも評価に当たっている整備者なのか、全然当たってないところもあるんじゃないかみたいなどころを気にされていたと思いますので、ここに欄の最後のところに、一番右端のところにそれが載っているということなので、これで見るとおおむね九十何パーセントぐらいかは、皆さん満遍なく当たっているというふうに理解してよろしいということですね。

では、そのほか。

(五味委員)

いつも同じことを言うようで申しわけないんですけども、先ほど部長様の御挨拶の中にもありましたけれども、この森林は水源涵養の意味があるとかいうことのお話もありましたけれども、もちろん水源涵養と、あと土砂の流出を防ぐとか、いろいろな森林の役目があって、それが果たされなくなると困るので、この事業がありますということですよ。

そういうふうな観点で考えたときに、私、誠に申しわけないんですけども、この実施箇所の住所だけ見てもちょっとイメージがわからないんですが、それは地理に弱いからなんですけれども、例えばこの部分、この地区は何とか川の上流に当たっていて、何とか市の水源になっている川を支えている森だよとか、そういうのが何となく地図とか、その下にある市町村とかがわかって、何となく1枚の地図になっていて、そういうのを1回見てみたいと思いました。今後のいつか見たいなというのが希望です。

実際に現地調査とかに行かせていただきますと、大変詳しく、選ばれた場合は多分詳しく教えていただけるんですけども、ざっと見て選定する段階で、ここは水源涵養としてすごく重要な森だよとか、最近土砂の流出が多いので困っている地区を抱えているよというのがわかるかというのかなと思います。

それは私が静岡市に住んでいて、井川の森が大分荒れている話を聞いていまして、梅ヶ島もですね、梅ヶ島もすごい大きな災害が50年前でしたか、ありましたよね、台風による災害があって、やっぱりあそこも非常に人工林がどどっと崩れるような、それは何かお話を聞くと、元々の山の地質の関係でずれてきてしまったということもあるらしいんですけれども、そういうふうに、どういう川を抱えていて、ここはすごく危ないとか、その緊急性とか、そういうものはせめて災害対応型のところで、それがわかるといいのかなと。

全部の地区については大変なのかもしれないんですが、災害対応型の方は、このとき台風でこういうふうに崩れたということ、過去の台風とか、過去の被害によって判断するだけではなくて、これからすごく大切な地域かどうかというのは、そういう地図的なものを御説明いただけると思います。各農林事務所の方は、きっとその情報があるでしょうから、その部分をちょっとお伺いできればうれしいと思いました。以上です。

(土屋委員長)

事務局、いかがでしょうか。

(藤田 森林計画課長)

わかりました。採択要件で公益性、緊急性、困難性という3つの要素からそれぞれ採択要件が決まっております。何が大事か、守るべきものというのはありますので、それは皆さんにお示しできるように次回までに資料は整えさせていただきます。ありがとうございます。

(土屋委員長)

よろしくお願ひしたいと思ひます。そのほか何かござひますでしょうか。この場でというひのは、ちよつと難しいところもあるかと思ひんですが、ここをつけ加えた方がいひんじやないかとか、具体的などはなかなかちよつとこの表を見て、うん？というふうなところもあれば、いかがでしょうか。もう一度この表なりをちよつと見ていただひて、これは何か落ちていひんじやないかというふうなところがあれば。追加ということでも構わないということですが、なかなか難しいですかね、これを見てすぐにはというわけにはいひかないかな。

(倉田委員)

すみません、きよ初めでの参加なので、いろいろ知らないことが多いものですから、教えていただきたいんですけれども、今この資料を見たときに、それぞれの組合とか、あと業者さんですとか、いろいろな方がこの補助金を申請していひんですけれども、この申請の方法というひか、それが手を挙げた者順なのか、その辺の補助金の割り振りというひか、その辺の基準とか、そういったものがどういひ形であるのかとか、あと今これ見ますと、例えば5ページの16番目のところは、組合の名前なんですけれども、整備業者が、権利者が1人で、14.27ヘクタールで、そこに対しての補助金が798万と書いてあるんですね。

それぞれ別のところは、1人のところもあれば、10名以上とか、数人で申請していひるところもあるんですけれども、その辺が、例えばこの10年間に何度この補助金がかこの地区に出されたかとか、そういう偏りがあるのかなという感じがするんですけれども、その辺が、例えば私地場産業なので、よく県とか市の補助金いただくんですけれども、広く浅く皆さんに使ってもらひうために、初年度は満額くれるけれども、2年度目、3年度目になると、だんだん金額が減っていつて、自力で頑張りな

いよというような、そういう方向へ補助金というのが出るケースが多いんですけども、これが実際補助金というのが満額で出ているのかとか、3分の2の補助なのか、半分なのかとか、そういった1年だけ限定なのか、10年間ずっともらえるのか、その辺がちょっとわからないんですけども、今この場での質問かどうか、正しいかわかりませんが、その辺を教えてくださいと思います。

(藤田 森林計画課長)

ありがとうございます。まず補助金の割り振りというお話ですけども、元々この対象としている整備が必要なところを対象としている森林をある程度調査をしまして、その緊急性とか、そういったところから限定しております。各農林事務所にその面積に応じて計画を割り当てています。その中で補助金申請をするに当たって、整備者とそれから実際に補助金事務を扱う農林事務所というのがどういうふうに行っているかという、来年度どのくらいやれそうですかという要望を聞きながら、各事務所に割り当てられた金額と比較しながら、不公平感がないように、それから計画量が達成できるように、そういったところで調整しながら、各整備者に割り振りをして、来年これくらいということで、実際に年度初めから整備の準備を進めていただいて申請をしていただく、そういう形で進めております。

それから、まず補助金の単価ですけども、それぞれ整備する場合の作業に応じて標準単価というのを決めております。その範囲の中で実際にやっていただくということで、いわゆる実行経費ですから、負担金があるかという、それはないです。事前に森林の所有者と、それから整備者が協定を結びまして、県も入るんですけども、そういう中で結びまして、所有者は負担なしで、整備者がその実行経費、補助金申請を使って整備をしてということになります。ですから負担金はないということですね。

それが1年間なのか、それが何年なのかというお話だったと思うんですけども、これは単年度ごとに申請をしていただきますので、単年度の中である地域をやりたいということで申請していただいて、その中で整備をします。来年度、また違う箇所があれば、所有者と連名で申請していただくということになるものですから、単年度ごとに違うところをやっていくと、そういうイメージです。

あと、お答えを忘れたものが何かあったでしょうか、よろしいでしょうか。

(倉田委員)

では、そうすると申請したものは、手を挙げたら基本的に通るということですか。

(藤田 森林計画課長)

それは、やはり予算というのが1年間ございますので、各農林事務所に割り振られた範囲の中で、ある農林事務所がちょっと足りないと、こちらは余っているとかが若干の調整はございますけれども、基本的には整備する対象の面積に応じて、各農林事務所が割り振っておりますので、その予算の範囲の中で、基本的には申請順ですね、ある程度割り振りの目安はつけながらも、申請の上がってきた順番に、各農林事務所ですべて審査をさせていただいて決定をしていくと、そういうことになっております。

ただ、整備者もある程度、今年どれくらいやれるんだろうという、そういう目安もないといけないものですから、事前にある程度、今年度はこれくらいになりそうですよというそういう最初の段階での調整というのはございます。よろしいでしょうか。またもしありましたら、もう少し詳しい説明をさせていただきます。

(倉田委員)

ありがとうございます。

(土屋委員長)

よろしいでしょうか、ほかには何かあれば。

(五味委員)

先ほど木村委員もおっしゃったことに関係しているんですけども、新たな新規参入の業者さんがいるということは、とてもいいことだなと思って伺っておりますが、梅ヶ島の鈴木林業さんて、すごく歴史のある大きな会社ですよ、その方たちが新規参入だったというのは、びっくりしているんですけども、これまでの事業とちょっと違う形態のお仕事ということで手を挙げられたのか、それとも今までの事業形態を継続しながら、こういうふうな県の事業にも一緒にやろうということで手を挙げられたのか、教えていただければうれしいですが。

(太田 中部農林事務所部長)

中部農林ですけども、鈴木林業さん、一生懸命やってくれていて、これまで平均的な事業のやり方で効率よくやっているものですから、突出したものが出てくるようなことがなかったんですよ。それで多分これ評価に今まで引っ掛かってこなかったというか、ものすごい面積をやっているだとか、あるいは特殊なやり方をやっているとか、そういうことがあれば、多分引っ掛かってきたんでしょうけれども、非常に仕事も丁寧で一生懸命やってくれているものですから、うちの事務所でも助かっているんですけども、そういうようなことで、今まで当たらなかったということだと思います。よろしく願いいたします。

(五味委員)

わかりました、新規参入ではなくて、これまでの調査に入らなかっただけということですね。ありがとうございます。

(大石 東部農林事務所技監)

すみません、今の補足ですけども、ほかの例えば東部地区の川村林業とあるんですけども、この川村林業も、評価の対象になったことがないというだけで、もう数年前から事業に参入しております。鈴木林業さんにつきましては、平成18年度、初年度からこの事業に関わってくださっています。

(五味委員)

わかりました。ありがとうございます。ちょっと勘違いしたんです。さっき新規参入の方がありませんかと木村委員が聞いたときに、ここを見ていただくとわかりますとおっしゃったので、そういうふうなことかなと思って、おかしいなと思ったので。そういうことなんですね、了解いたしました。ありがとうございます。

(土屋委員長)

よろしいでしょうか。それでは、提案ですけども、この一覧表にリストアップされたところで評価対象の選定にしたいと、それでよろしいかということでございますが、意見もいただきましたので、

おおむねこれで進めていただきたいと思います。

それから、次回以降になるかもしれませんが、この評価対象にならなくて、整備事業の選定として別の要因みたいな欄を1つ付けていただければという要望がございましたので、それはまた事務局で、どこの欄に入れるか、工夫が要るかもしれませんが、もしできれば今回は無理かな、次回以降かなというふうなことがあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、モニタリングの調査の結果についてということですが、事業実施箇所のモニタリング結果の報告について、事務局からの報告説明をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(竹内 森林・林業研究センター主任研究員)

私、県森林・林業研究センターの主任研究員の竹内と申します。本日はよろしくお願ひいたします。座って説明をさせていただきます。

まず事業実施箇所のモニタリング調査について報告いたします。今回報告いたしますのは第1期及び第2期事業のモニタリング調査の結果になります。

まず第1期事業についてです。平成18年度に事業を実施した県内10カ所のうち、作業道開設のため3プロットが消失した1カ所を除く9カ所を対象に、調査項目として流木の状況、土壌浸食度、光環境、下層植生、下層木稚樹という項目で調査をしております。調査時期については10月から11月にかけて調査しております。

調査地の位置についてです。県内各地でなるべく平均的に取れるように散らばって設定をしております。南伊豆の伊浜地区の調査地については、作業道開設により3プロットが消失してしまったため、調査対象外としております。

調査地の概況については表のとおりになります。

調査した調査プロットについて説明いたします。1つの施工地につき4つ、10m×10mのプロットを設定しております。また、各プロット10m×10mの中に2m×2mの下層木を調査するサブプロットを4カ所設けております。

まず調査結果について報告いたします。まずは立木の状況についてです。左側の濃い緑の棒グラフが間伐前、18年の4つのプロットの平均、その隣の薄い緑の棒グラフが、間伐後10年が経過した27年の4つのプロットの平均、右側の青い棒グラフが13年経過した30年の4つのプロットの平均立木密度となります。

また、27年から30年にかけて御殿場市神山と川根本町下泉のそれぞれの施工区において、1本ずつ倒木が発生しております。

続きまして、残存木の樹高、胸高直径について報告いたします。伐採から13年が経過し、樹高及び胸高直径ともに大きくなっております。

続きまして、形状比について説明いたします。形状比は、樹高を胸高直径で割った値です。形状比が低ければ、より太い木ということで、風倒害に強い木です。高くなればなるほど細い木ということで、風倒害には弱い木となります。大体形状比が80というのが目安になり、80以下が風倒害の影響を受けにくいとされています。調査結果から、形状比が80以下の箇所が多く、風倒害に強いと考えられます。また、一部80を超えている箇所がありますが、形状比は減少しており、風倒害に強くなっていく傾向にあります。

続きまして、土壌浸食度の結果について説明いたします。土壌浸食度の調査は、調査プロットの中の土壌状態を調査員が目視で確認し、5段階で評価をしております。数字が若い方がA0層が全面を覆っているということで、土壌の浸食が進んでいないところ、一番大きい4というのが、全体にガリ

ーが見られる、浸食が進んだ状態と理解をいただければと思います。調査結果から、一部A0層の流亡が見られましたが、ガリーが発生した箇所は確認されませんでした。

続きまして、林内の光環境に関して、開空度を指標に説明いたします。開空度は魚眼レンズを用いて、プロットの中で全天空写真を撮影し、それを画像解析ソフトを用いて値を算出しております。開空度というのは、写真から空になっているところが何%かというのをあらわしたものです。調査結果から、開空度は伐採した18年に比べ数値は半減していますが、通常の木成長によるものです。この後のスライドで出てくる下層植生の回復状況を見ると、更新に必要な光環境は保たれているものと考えられます。

続きまして、下層植生の結果について説明いたします。まず植被率ですけれども、プロット内の植生の植被面積割合を目視で確認しております。こちらはシダ植物以上の植物の種名と植被率を確認しております。調査結果からは、すべてのプロットで伐採後5年から8年まで下層植生が順調に回復しています。その後、減少傾向となっておりますが、低木層から亜高木層に達したことによる林内照度の低下などが考えられます。しかし、植被率は伐採時より高い状態を維持し、下層植生も回復しています。

こちらが回復状況の写真となります。

続きまして、下層木の調査結果について報告いたします。下層木調査については、調査プロットの中に2m×2mのサブプロットを設定してありまして、その調査結果について報告いたします。調査対象としましては、樹高が30cm以上の木本種を調査しております。こちらは針広混合林化を図るのに必要な木本種の発生や、生育状況を調査するものとしております。

まず本数からですけれども、下層木の発生本数は島田市伊久美以外で増加傾向にありました。また、平均の樹高は、御殿場市神山で著しい伸びが見られました。島田市伊久美で発生本数が減っている原因は、恐らく伐採作業による倒圧や倒木による影響が大きいのではないかと考えられます。御殿場市神山で著しい伸びが見られたのは、サブプロット内に存在したヤマグワ等が10年目以降に2m×3m程度一気に成長したことによるものです。

発生した下層木の一覧になります。10本以上確認した種と括弧の中の数字で出現本数をあらわしております。赤字で示しているカナクギノキ及びスギについては高木種になります。

こちらが下層木の写真になります。

第1期事業のモニタリング調査についてまとめますと、樹高等は大きく成長し、形状比が小さい箇所が多く、風倒害に強く、また下層植生の回復等もしっかりと見られている状況です。

続いて、第2期事業についてです。平成28年度に事業を実施した県内10カ所を対象に、調査項目として立木の状況、土壌浸食度、光環境、下層植生、下層木稚樹、鳥類という項目で調査をしております。

調査時期については、鳥類以外のものについて10月から11月にかけて、鳥類については繁殖期と越冬期の2回の調査で、昨年度は7月と12月に調査をしております。

調査地一覧についてです。1期同様、県内各地でなるべく平均的にとれるように散らばって設定をしております。伊豆市吉奈の調査地は、昨年度新しく設定いたしました。調査地の概況については、表のとおりとなります。

設置した調査プロットについて説明いたします。1つの施工地につき4つ、10m×10mのプロットを設定しております。そのほかに30m×30m、全く間伐しないエリアを設けて、その中に無施工区のプロットとして1カ所設定をしております。また各プロット10m×10mの中に1m×1mの下層木を調査するサブプロットを3カ所設けております。

まず調査結果について報告いたします。

まずは流木の状況についてです。一番左側の濃い緑色の棒グラフが間伐前、28年の4つのプロットの平均、その隣の薄い緑の棒グラフが29年の4つのプロットの平均、その隣のオレンジの棒グラフが30年の4つのプロットの平均、一番右の青い棒グラフが昨年度調査した無施工区の平均立木密度となります。

伐採前はすべての平均でヘクタール当たり2,245本あったのが、調査プロットの平均としては、平均伐採率41%で、伐採後はヘクタール当たり1,325本となりました。また、28年から30年にかけて西伊豆町一色、富士市桑崎、島田市伊久美、川根本町千頭、及び掛川市遊家のそれぞれの施工区において倒木が発生しています。

続きまして、残存木の樹高、胸高直径について報告いたします。伐採から2年が経過し、樹高及び胸高直径ともに大きくなっています。

続きまして、形状比について説明いたします。調査結果から、西伊豆町一色、伊豆市吉奈及び静岡市大間で、形状比が80を下回る結果となりました。今後、肥大成長による形状比が小さくなり、風倒被害の影響を受けにくくなることが期待されます。

続きまして、土壌浸食度の結果について説明いたします。調査結果から、A0層が部分的に流亡している箇所が多く見られましたが、浸食度は昨年度と同じでした。色を変えている2カ所については、ガリーが見られた場所になります。ガリーというのは、土壌が削り取られていて、溝ができる状態のことです。一部ガリーが見られますが、新たなガリーの発生は見られませんでした。今後植生の回復による土壌の安定が期待されます。

続きまして、林内の光環境について説明いたします。光環境を図る指標に開空度とrPPFDという値があります。開空度については先ほどの説明のとおりですが、rPPFDも魚眼レンズを用いて、プロットの中で全天空写真を撮影し、それを画像解析ソフトで値を算出しております。rPPFDは写真から判別する専門のソフトを使いまして、光環境がどの程度かというような評価をする指標になります。調査結果から、開空度及びrPPFDは8カ所で下がっていますが、一般に広葉樹の更新を促すのに必要とされるrPPFDは10%以上であることから、すべての施工地においてこれらの条件を満たす状態であると考えられます。

こちらがrPPFDの経年変化の状況になります。

続きまして、下層植生の結果について説明いたします。まず植被率ですけれども、プロット内の植生の植被面積割合を目視で確認しております。こちらはシダ植物以上の植物の種名と植被率を確認しております。調査結果からは、植被率及び種数ともにおおむね増加傾向にありました。

こちらが回復状況になります。

続きまして、下層木の調査結果について報告いたします。下層木調査については、調査プロットの中に1m×1mのサブプロットを設定してありまして、その調査結果について報告いたします。

調査対象としましては、樹高が30cm以上の木本種を調査しております。こちらは針広混合林化を図るのに必要な木本種の発生や生育状況を調査するものとしております。

まず本数からですけれども、下層木の発生本数は島田市伊久美、静岡市大間、浜松市天竜区龍山、及び浜松市天竜区佐久間で増加傾向にありました。また、平均の樹高は西伊豆町一色及び裾野市深良で著しい伸びが見られました。西伊豆町一色、及び裾野市深良で著しい伸びが見られたのは、サブプロット内に存在したイズセンリョウ等が一気に成長したことによるものと思われます。

続きまして、発生した下層木の一覧になります。赤字で示している種が高木種になります。こちらが下層木の写真になります。

続きまして、鳥類の状況についての報告をいたします。鳥類調査につきましては、先ほどのプロット調査とは違いまして、別の設定をしております。1つの施工区、調査地について3地点設定しております。調査地点は、施工地内の調査プロットのうち2つを選択しまして、そちらの中心の2地点と、施工地の外の周辺の別の森林に1地点設定しております。調査範囲は、その赤い丸で示している調査地点から半径50m以内というのを対象にしております。こちらで30分間に調査範囲に飛来した鳥を観測し、記録しております。この鳥類調査については、繁殖期と越冬期の計2回調査をしております。

調査結果です。昨年度の調査で見られたのが31種で、29年度に比べて2種減っております。また、繁殖期は28種、越冬期は20種を確認し、29年度とそれぞれ同種数が確認されました。そのうち希少種とされているものがサシバ及びアカショウビンの2種、外来種につきましてはコジュケイ及びソウシチョウの2種が確認されました。施工地と無施工地の個体数と種数を調査した結果、それぞれ29年度に比べ大きく増加していますが、施工地と無施工地ではほとんど差は見られないという結果となりました。

まとめです。まとめますと、環境の指標である開空度及びr P P F Dは、更新に必要な基準を上回っており、伐採後2年が経過し、下層植生の回復が確認できました。以上で報告を終わります。

(土屋委員長)

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

(原田委員)

御丁寧な御説明ありがとうございました。すべての項目において成長とか増加とか改善とかという言葉が並んでいて、おおむね問題ないということだと思えますけれども、逆にこのモニタリングを通じて、課題とか、今後のこの事業に資する何かヒントとか、そういったものというのは何かあったんでしょうか、質問させてください。

(竹内 森林・林業研究センター主任研究員)

質問ありがとうございます。調査をするに当たって、特に2期につきましては、伐採後、まだ数年しかたっていないので、今後も継続して下層植生の回復、それから今回鳥類の調査でも種数が非常に増加していたんですけども、そのあたりについては生物多様性の指標ということでは非常に重要となってくるとおられますので、その点については今後も継続して調査をしていくことが重要であるというふうに考えております。

(土屋委員長)

よろしいでしょうか。

(倉田委員)

この調査については、この費用というのはどこから、この税金から出ているんですか。

(竹内 森林・林業研究センター主任研究員)

そうです。調査につきましては、県の委託事業という形で行わせていただいております。

(倉田委員)

それは今のこの1人400円の税金の中から出されているんですか。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

そうです。いただいた税金の中から事業をやる部分と、あと広報とか、こういったモニタリング調査をするという部分に使わせていただいております。

(倉田委員)

それは資料には。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

この資料には入っていないです。

(倉田委員)

金額的には。

(藤田 森林計画課長)

この調査以外に、いろんな広報とかもやっているものですから、調査のみだと300万とか400万。

(竹内 森林・林業研究センター主任研究員)

そうです。委託費用としましては、大体おおむね400万前後という形で費用をかけて調査をやらせていただいております。

(五味委員)

すみません、私も専門家ではないので、余りよくわからないんですが、まず1点は、今おっしゃった生物多様性の問題ですけれども、元々その森にどういう鳥が生息していて、どういうものが減ってきたかという、そのもっと前の調査がないわけですので、今どれだけ増えたとか減ったとかだけだと、その生物多様性については調査しきれないと思います。

元々暗い森を好む鳥もいるでしょうし、こういう人工林にはすまないよとか、こういう木があるところが好きだよとか、いろいろ鳥の特性があると思うんですが、そこまで調べないと本当は生物多様性については、モニタリングしようがないと思って聞いていました。

それから1点気になったのは、ガリーは余り見られなかったという結果ではありますが、伊豆の吉奈のところは4というのが付いていまして、ガリーというのは、土壌が流出して、ふかふかした土がないよという意味ですよね。ふかふかした土がないところで、その回復のためには、植生が回復していくことで回復すると思いますとおっしゃったんですが、そもそもそのガリーがもう既にあるところに、植生が回復するものなのかなというふうに思いながらお話を聞いたんですけれども、実効的にそのガリーの部分に土を入れるとか、その周りの土を寄せるとか、そういうことをしないと、下層植生も育たないのではないかなと思って、聞いていました。そこら辺はどうなんでしょうか。

(竹内 森林・林業研究センター主任研究員)

御質問ありがとうございます。まず1点目の質問から、鳥の調査については、五味先生の御意見のあったとおりであると私も思います。その上で、一般的に今回見られているような、例えばソウシチョウであるとか、外来種で一般に在来種を圧迫するような、そういうふうな危険性が危惧されていると思いますので、その辺は今後も継続してデータを積み重ねていって、種間関係であるとか、生物多

様性の指標として評価するために、どういうふうに記録していくかというところは、今後の課題として私どもも検討させていただきます。

2点目、ガリーの件なんですけれども、五味先生の言われるとおりでして、確かに雨裂が大雨等で降って、そこにガリーができて、それが回復していない状況ですと、やはりそこに種子が飛んできて、下層植生が繁茂するという状況というのは、やはり考えづらいというふうに考えられます。

そういう意味では、やはりこういったモニタリング調査で結果が出ておりますので、先ほど五味先生が御指摘のあったとおり、例えば土壌をこういうふうに多少盛るだとか、整地をするとか、やはり私たち整備者としても下層植生を回復するためのやはり何らかの努力をしていかなければ、ただモニタリングを継続していくだけでは、下層植生の回復というのは望めないかなというふうに私も思っております。

(五味委員)

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

(倉田委員)

初めてなので、いろいろと聞きたいことがたくさんありまして、申しわけございません。このモニタリングの調査というのは、例えば、ちょっと私個人的な話でなんですけれども、父が60年ほどハンターをやっております、シカとかイノシシの被害等々、よく耳にするわけなんですけれども、そういった鳥獣被害とか、そういったものの調査というのは、これには含まれない？

(竹内 森林・林業研究センター主任研究員)

御質問ありがとうございます。実際、調査としては、やはり鳥獣被害、今おっしゃったような、県内ではシカですとか、カモシカによる被害というのが、森林被害としては主になってくるんですけれども、ただ目視だけでは、どちらも上顎に歯がないような状態で、下顎でかみ切るような状態で、目視だけでシカの食害なのか、カモシカの食害なのかというのを一概に判断するのはなかなか難しいという現状があります。ただ、周辺で自動撮影装置を使って、シカが食べているのを撮影できたり、そういったものが確認できれば、そのシカの被害というのは確認できるんですが、今回のモニタリング調査の中ではそこまでの詳細な記録というのはとっておりません。

(倉田委員)

でも、なんかついでなので一緒にやった方がいいような気がするんですけれども。

(竹内 森林・林業研究センター主任研究員)

ありがとうございます。今後もモニタリングの方は継続させていただきますし、やはり今、県内でもシカによる被害というのは非常に重要な問題になっておりますので、今回いただいた意見を反映させていただいて、モニタリングの項目の中に入れることを検討の方をさせていただきたいと思います。

(倉田委員)

ぜひよろしく願いします。ありがとうございます。

(小南委員)

すみません、聞き逃したかもしれないんですけれども、鳥のデータですけれども、2期で1調査地

について、無施工地 2 カ所と施工地が 1 カ所の 3 地点を 1 調査地について、これ全部の調査地に設けたということですか。

(竹内 森林・林業研究センター主任研究員)

そうです。

(小南委員)

27 ページにあるこのデータというのは、全部の調査地をまとめたデータということですか。鳥の状況の確認種とか、施工地と無施工地の個体数とか種類数を比較して。

(竹内 森林・林業研究センター主任研究員)

そのとおりです。

(小南委員)

多分、これ県内のいろんな、2 期ですから、浜松から伊豆まで散らばってますよね。多分これ丸めるとだめなんじゃないかな。それぞれの調査地で、例えば施工地と無施工地を種類数、どっちが多いかとか、施工した結果、種類数が増えたとか、施工地の方が個体数が増えたとか、種類数が増えたとかというのを検証したいということであれば、それぞれの地点で、データの数が少なくなってしまうのはしょうがないんですけども、それでもそれぞれの調査地でやらないと、これだけ広い地域に散らばっているの、例えば同じ伊豆の中で何カ所かやってというなら、それでもばらばらにやった方がいいんですけども、例えば伊豆の中で何カ所かやっているというんだったら、まあ一步譲って丸めてもいいんですけども、これだけ県内に広く、伊豆から西部までばらまいて、ましてや鳥のデータというのをこうやって丸めちゃうと、傾向がわかんなくなると思うんですね。例えば下のデータですと、施工地でも無施工地でも両方とも増えていて、差が出なかったという話ですけども、これ多分どこか 1 カ所のすごい増えたところのデータがあると、それにも全体が引きずられたりなんかします。ちょっと調査地ごとに見た方がいいんじゃないかなというふうに思います。

(竹内 森林・林業研究センター主任研究員)

貴重な御意見ありがとうございます。おっしゃられるとおりでして、確かにこの無施工地と施工地での種数の増加というのは、確かにやはり多いところのデータに引っ張られる、だからどうしてもバイアスが掛かってしまうような状態になってしまいますので、そこについては今年度ももう既に 6 月から繁殖期の方は調査を始めさせていただいております。12 月にも越冬期ということで調査をさせていただく予定ですので、データの方の取りまとめの際に、各調査地点ごとに今先生おっしゃられたように、比較、取りまとめ、それから評価の方をさせていただきたいというふうに思います。

(土屋委員長)

あと何かございますか。前にも伺ったような記憶があるんですけども、立木の成長度合いというのは、言ってみれば、間伐をした後でどれだけ大きくなっていくかというものが出ているんですけども、それは間伐に伴って太っているし、背も伸びているしというところでデータは出てきているんですけども、それは間伐しなかったところと対比をしたときに、実はやらなくても一緒だったのか、それとも何倍か大きくなっているのかという対比が、こういうデータが出てしまうと、どうしても欲しく

なってきた、なかなか実際の効率としては、じゃどのくらいなんだろうかというふうなところが示されると、すごくわかりやすいデータになる気がします。

なかなか難しいかとは思いますが、成長率というか、太さのところは、樹高もそうですけれども、それほどプロットというか、試験地でどこがいい、どこが悪いとかいうふうなことではなく、みんな同じようなラインで伸びていますので、その辺もちょっと考慮されて、実はしなかったらどうなんだというところと比較していただくと、今回の事業の効果は、こんなにプラス5だったのか4だったのか、2倍だったのかとかいうふうなところが出てわかりやすいんじゃないかなと思います。

(竹内 森林・林業研究センター主任研究員)

貴重な意見ありがとうございます。無施工区については、調査者の方というよりかは、整備者の方でエリアを30m×30mというふうな形で提供していただいているという部分もありまして、そこまで密度の高くない場所だったり、ちょっと影響の少ないところを提供していただいているという実際の現状もありまして、必ずしも、先生がおっしゃったとおり、立木密度を見ると、元々無施工区で立木密度が薄いところもあるということで、必ずしも平均的なところを表しているわけではないという部分もあるんですけれども、いただいた意見につきましても、一度私どもの方でも検討させていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

(土屋委員長)

よろしく申し上げます。それでは、よろしいでしょうか、ほかに何かあれば。

(倉田委員)

たびたびすみません。元々この委員のお話をいただいたときに、こういうパンフレットをいただいて、それで今徴収されている税金が正しくとか、生かされているかどうかということに対しての評価とか、そういったものをする委員会だということを知ったんですけれども、この資料の中に、先ほどお聞きしたように、モニタリングに対しての調査費用だとか、あと何か広告、PRとかと一緒にしているとかおっしゃっていたんですけれども、その辺の総事業費に対して、それぞれの予算が幾らぐらいあって、どのぐらいの実績になったのかというそういう資料というのは付けられないんですか。今回そこまでは関係ないんですか、この評価とか、この委員会の中では特にはそこまでの話はしないと。

(加藤 産業政策課主査)

事務局から回答の方をさせていただきます。年間の開催計画案の中で、今年度は前年度の実施箇所がしっかり適正にやられているかどうかという内容で、計画をつくらせていただいているんですが、先ほど倉田委員がおっしゃられたようなこの事業の金額的な評価がやっぱり必要だということであれば、ここにまた第2回以降に入れ込んでやっていくこともできるのかなと。

(倉田委員)

ここに「経済波及効果172億円」とか書いてあるんですけれども、今の説明の中で実際にそれだけの効果がどういうふうの評価できるのかというのが、一切資料として見えないですし、フェイスブックですとか、そういったもので今PRしているとおっしゃったんですけれども、それが例えば事業としてどのぐらいの金額がかかっていて、さっきちょっとお話聞いていって言わなかったんですけれども、

集まった人数とか、告知した人数が10人単位というのがどうなのかなという、県民が何万人いるのかというのに対して、85人とか20人とかという数字がさっき出ていたと思うんですけども、しかも6%が活用されたと言っているだけで、総事業の中の6%って、じゃそれ普通の民間企業じゃ成り立たないよなというのが、そういう数字が結構今幾つか普通に報告されていたので、その辺から何かちゃんと数字が見えないと、何を元にこのパンフレットがつけられたのかわからないんですけども、その元の資料が何もなしで評価しなさいと言われても、なかなかちょっと難しいので、その辺のちゃんとした資料も含めて、10年間じゃなくても、昨年度ないしはここ2、3年、その辺のものをすべて含めた中でこの事業がちゃんと推進されているのかどうかとか、そういったものを評価する、それも大事なのかなと思いました。

(藤田 森林計画課長)

事業費の関係ですけれども、また資料で御説明させていただきますが、例えば今年度ですと、いわゆる山の整備そのもの、人工林だとか、竹林・広葉樹だとか、そういった整備以外に、事業評価、それから県民評価ということで、全体としては10億3,200万の事業費があります。そのうち事業評価とか県民評価というのは1,000万くらい、約1%ぐらいをそういう事業評価とか県民広報に使わせていただいていると。それ以外をいわゆる現場の方の森林整備そのものに使わせていただいている。そんな状況になっております。

(土屋委員長)

モニタリングの件も含めまして、全体の話も出ましたので、全体として今までのきょうの委員会としてどうであったかというところで御意見をちょっといただいて、議事を終了にしようかなと思っているんですが、いかがでしょうか、またその意見も含めて。

(木村委員)

多分この後に税金のお話とかも資料であったりとかすると思うんですけども、今度税金を単純に納税している者からすると、二重に取られるというような、何かそういう印象になってくると思うんですね。この森林環境譲与税とか、今までの年間1人400円というのにプラスして、また追加でなったときに、それぞれどんなふうにするかという税金が使われているかというのがすごく気になってくると思うんです。

たかが400円かもしれないけれども、さっきも倉田委員がおっしゃっていたと思うんですけども、普通に考えて、一般企業で、私もグラフィックデザイナーとして、その広報というのに対して金額、何というんですかね、広報するってなったときに、最初に削られていくような、事業としてやっていく中で、すごくお金が裕福であればいいんですけども、ない場合って、どんどん広報の部分から削られていっちゃうような中で、1%かもしれないけれども、じゃ1,000万とかという金額を使った中で、それなりの結果というか、ちゃんとみんなに伝わっていかないと、そこを後々突かれると、それでいいのというふうになっていってしまうと思うんですよ。

先ほどもSNSというような話がありましたけれども、別の県の会議でちょっとそういう会話がでて、フェイスブックなどでいろいろ発信してますと担当の方がおっしゃっている会議があったんですけども、その中で、今はフェイスブックやっていますが、若い人たちはフェイスブック見ませんよっていうような一言があって、確かにインスタにだんだん変わってしまって、フェイスブックで幾ら告知して発表してますよって言われても、若い世代の人たちが見ていかないと、そうする

と上の世代の人たちが、積極的にホームページであるとか、ウェブとか、そういうものを検索して見
るかってなると、発信はしているかもしれないけれども、県民の人たちが見たいと思えるようなサイ
トでなかったら、結局は届かなかつたりという、きちんと結果に結びつくような広報をしてほしいな
というのが、職業柄としてもあるので、今後そういうような対応にも力を入れていていただきたい
なと思いました。

(藤田 森林計画課長)

広報につきましては、これまでも各委員の皆様から、広報がまだまだ十分行き渡ってないと、ずつ
と聞いております。引き続き、広報についてはしっかり伝わるような形での、ただやっているという
だけではなくて、実際に結果につながるような広報を工夫をしながらやっていきたいと思いま
す。ありがとうございます。

(五味委員)

ありがとうございます。先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、私はインターネット広報が
必ずしも有効ではないと、すごく思っている方で、インターネットを使った広報というのは、本当に
どんどん流れていってしまいますし、見る人は見るけれども、見ない人は見ないよね。逆にそういう
ものに対する信頼性を疑うような面も最近は出てきてますよね、たくさん。

なので、そういうものにあんまりお金を使うよりも、私はやはり先ほども申し上げましたが、小さ
いところからの教育とか、そういう人の心を動かすために、実際に学校の子供たちが森に行って、見学
して、それを体験してくるとか、そういうものを充実して行って、森林教育をしていただく方がいい
のかなと思います。

確かに、この森林税については、それをやることは無理なんですけれども、県のいろいろな、本当
に静岡県は森林の多い県ですから、静岡県全体を挙げて、森林のこの部局だけではなくて、教育委員
会とかいろいろな県の部局の方が一緒になって、まず子供のころから森とか川とか海とか、そういう
私たちの命を守ってくれている環境を大切にするために、税金もみんなが払っているんだよという
ことを学んでいただくような、いわゆる納税教育というか、納税教育と環境教育が必要なんじゃないか
なというのは、私が思っていることなので、看板を立てるとか、フェイスブックをやるとか、そうい
うことだけに、このお金は1%程度使われているという程度で、それはいいんじゃないかなと思いま
す、逆に。だから、もうちょっと県全体でそういう教育をしていけばいいんじゃないかなというのが
私の意見です。以上です。

(土屋委員長)

もろもろそのほかいろいろあろうかと思いますが、それは追々、4回ありますので、あと3回あり
ますので、お考えいただいて、具体的に意見を提示していただければと思います。今日も事業に関わ
る観点から、広い観点からの意見というところが出ておりましたので、それと事業はやはり効率的な
事業執行というのは、どうしても求められますので、その2つ、事務局で御検討いただいて、次回
なり、その次なりとなるかもしれませんが、具体的にこうだというふうな検討で、どうしますとい
うことは、次回にもしあれば提示していただいて、全体としては一応4回ということで、今回1回目
ですけれども、通してこの事業が効率的に、かつ県民の皆様が納得いただけるようなもので進めてき
ているよということが明らかになるような格好で、事業推進をしていければと思いますので、きょう
のところは議事としてはこれで終了ということにしたいと思います。

それでは、事務局の方に進行をお返ししたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(齋藤 産業政策課長)

長時間の御審議ありがとうございました。それでは、事務局から事務連絡がございます。

(加藤 産業政策課主査)

次回 10 月に第 2 回の評価委員会の方を予定しておりまして、日程の調整を事前に皆様の方にさせていただきますので、御回答の方をよろしく申し上げます。以上になります。

(齋藤 産業政策課長)

それでは、部長、申し上げます。

(天野 経済産業部長)

今日は長時間にわたりまして貴重な御意見、ありがとうございました。次回 10 月ということございまして、2 カ月あるわけですね。今日いただいた宿題はしっかりそのときにはお返しするという形でお示ししたいと思います。地図上にしっかりプロットをして、場所等、山は大体水源に絡んでいるものですから、山は面積を持っておりまして、川に近いから必ずしもということではないので、しかしそれがわかるような形で地図上に、全県を 1 枚に落とすと、もう何だかわからなくなっちゃうものですから、例えば農林事務所管内でわかるようにしたいと思います。

今日は実は私は、新しい委員の先生を迎えて第 1 回目ということで、フル時間、ここで聞かせていただきましたが、反省すべき点も多いなと思いました。年度の第 1 回目の委員会で、新しい先生方がいらしているにもかかわらず、この制度に関わるもの、税金の執行に関わる数字的なものが示されていないということでございまして、これは次回必ずお示しいたします。

特にこれは森の力再生事業は、超過課税として県民の皆様にご負担をお願いしているものでございまして、それが適正に、効果的に行われていることについて御審議いただく場がございますので、これらの事業が一体過去 10 年間、あるいは今後 10 年間といいましても、あと 8 年ですけれども、2 期で約 2 万 3,000 ヘクタールをやります。これは荒廃森林をそのぐらいの量のボリュームがあるんですね、現時点で。前半でやったものが、10 年間でできなかったということで、県民の皆様にもまたお願いして、あと 10 年間でその荒廃森林をしっかりときれいにしていこうと、しっかりと森林にしていきたいと思います。

したがいまして、またこれがずるずると 3 期目、あと 10 年ですとか、4 期目、あと 10 年ですというわけにいかないのですね。やっぱりしっかりと延長させていただいて、この中で 2 万 3,000 を何とか片付けていく、しっかりと整備をしていくということでございますので、単年度単年度の取り組みも、やっぱりその期限が切られておりますので、しっかりと執行していかなきゃいかんと、先生おっしゃるとおりでございます。ですから、それを事業費、あるいは税金でどのぐらい入っているのかというところを含めましてお示ししたいと思います。

それから、これは民間だったら許されないというお話もあったんですが、確かにそうなんですけれども、荒廃森林の整備は、道が何とかあって何とか整備できるところまでということで、本当の山奥中の山奥というのは道もなく、なかなか整備が行かないと。そういうところに限定して、それで公共事業としてこれやるものですから、民間ベースのこれが利益率になっているかとやりますと、間伐材出して、その利益に相当しているからやりますと、なかなかその収支相見合う点というのは非常に

難しいと。したがって、一定程度の委託料とか、補助金を投入して、こういった森林整備をやらなきゃいかんと。

道路なんかですと、その道路をつくることによって利便性が高まって、例えば費用対効果が 2.0 とか 1.6 とか出せるんですけども、これは非常に難しいところに入っていったら、民間の皆様といいますか、森林組合とか、森林整備に長けた皆さん、それは誰でもできるというわけじゃないんですね。そういうことができる皆さんに間伐等をお願いしているものですから、その点は少しまた次回、数字を見ていただくときに御理解いただければと思っております。

それから、先生方からいただいた、きょうの評価の点については、少しこれでは評価ができないのではという御指摘はもっともでございます。整備したところと、整備してないところでは、樹高とか樹胸にどのような差が出るのかということについては、どのような形でそれをお示しできるのか、しっかり検討させていただきたいと思っております。これは事業全体の評価にも関わるところですので、これはしっかり専門の先生も入れて、どういう形で評価すべきか、これはしっかりと検討させていただきます。

それから鳥類についても、おっしゃるとおりでございます。全体をまとめてはいけなないと、鳥の種類も違いますし、やはりそれぞれの地区ごとにしっかりとその実績をお示ししていきたいと思えます。例えば 10 カ所あって、9 カ所については鳥類が一切見れなくなったけど、1 カ所だけ 20 羽増えたということですね、それは少し何か変じゃないかと。やっぱりこういう変化が今のデータですととらえられないわけですね。ですから、これもしっかりと地区ごと、調査地点ごとに、母数は少なくともお示しするという形にいたします。

それから、さらに 1 つ、広報については、今お話しありましたように、結果に結びつく広報をということでございまして、まさにもうこの資料が、先生方に非常にわかりにくいというような、もう少し調査の手法も含めて考えた方がいいんじゃないかと。第 1 回目にして厳しい御意見いただきました。この広報も、この状態を見れば推して知るべしでございます。広報については、県民の皆様には超過課税をお願いしている以上、徹底的にわかりやすい広報に努めてまいりたいと思えます。

特にその広報はインターネットとか、そういうペーパーものばかりじゃなくて、やっぱり子供たちに届く森林教育も含めて、そういうものを進めていくべきというようなお話もありましたので、それもやってまいります。就業支援局で持っている事業の中で、子供たちの就業体験の中で森林教育もしっかり入れ込みまして、こういう事業に取り組んでいくということを伝えていくという取り組みも新たに加えていきたいと思っております。

それで広報については、先日ある大きな輸送機械メーカーの社長さんとお話ししておりましたら、なかなか県も産業政策いろいろやっているんだけど、これ初めて聞いたと。結構いろんな新聞にも取り上げられていて、結構浸透しているのかなと思ってた新規の取り組みですけども、これは初めて聞いたと言われました。これはものづくり関連の政策だったので、かなりショックを受けました。そしてこれはやっぱり広報のやり方をしっかり考えてほしいというお話がありました。

それで、少し慰めていただいて、実はそのものすごい全国規模の世界に通用するような企業の社長さんも、それでもやっぱりうちもこの広報については、なかなか浸透させるのに苦労しているから難しいんだよねという一言を最後にいただきましたが、しかしこれはやっぱり私はそのとき感じたときに、なるほどこれは大きくやっているけれども、なかなか浸透しないと。広報費ばかり 1 億円、2 億円も使えませんので、私の考えは、いい仕事をする、それが報道機関やなんかの特集とか新聞で取り上げてくれて、それが下手な広報費を使うよりも効果があるというふうに思っておりましたが、1 つはいい仕事をするということと、もう 1 つそのとき感じたのは、これは直接経営トップなんかに

届くように、やっぱり現場にきめ細かく関連産業を回って、こういう新しい政策を伝えていかなきゃいかんと、ある意味フェイス・トゥ・フェイスの原点に戻るような話で、そうしなきゃいかんと思いました。そういう産業界の協力がないと、この政策が進めていけないからであります。

ですから、先ほど五味委員から言われましたように、この政策もやっぱりこれに協力していただいている県民の皆様に伝えていくためには、こういう機会に県民の皆様のいろんな集まりに入り込んでいって、ここにいる職員1人1人がいろんな機会にこういう取り組みをしているというのを原点に戻ってお伝えしていくことが大事と思いました。広報のあり方につきましても、もう1回原点に戻って検討し直して取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きよろしく御協力のほどをお願いいたします。ありがとうございました。

(齋藤 産業政策課長)

それでは、以上をもちまして令和元年度第1回森の力再生事業評価委員会を終了します。本日はありがとうございました。

令和元年度 第1回静岡県森の力再生事業評価委員会

日時：令和元年8月7日(水)
午後1時30分～午後3時30分
会場：静岡県庁西館4階第一会議室C

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 委員長の選出
- (2) 評価委員会の年間開催計画
- (3) 平成30年度の提言への対応の報告
- (4) 平成30年度事業分の評価対象箇所の選定
- (5) 事業実施箇所のモニタリング結果の報告

4 その他

5 閉 会

配布資料

1	評価委員会の年間開催計画（案）	1
2	平成30年度評価委員会からの提言に係る対応	2
3-1	平成30年度事業分の評価対象箇所の選定について（案）	3-4
3-2	平成30年度実績一覧表	5-9
4	事業実施箇所のモニタリング調査について	10-28
参考1	森林環境譲与税への対応	29-30
参考2	静岡県もりづくり県民税条例	31-33
参考3	静岡県森の力再生基金条例	34-35
参考4	静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱	36-37
参考5	静岡県森の力再生事業評価委員会運営要領	38

1 静岡県森の力再生事業評価委員会 委員名簿（敬称略・50音順）

氏名	所属及び役職等	出欠
あさみ かよ 浅見 佳世	常葉大学大学院環境防災研究科准教授	
きむら みほ 木村 美穂	きむら工房代表	○
くらた あき 倉田 明紀	静岡県中小企業団体中央会	○
ごみ きょうこ 五味 響子	しずおか流域ネットワーク	○
こみなみ ようすけ 小南 陽亮	静岡大学教育学部教授	○
つちや さとし 土屋 智	静岡大学名誉教授	○
つねとも ひとし 恒友 仁	一般財団法人静岡経済研究所理事	○
とよだ よりこ 豊田 和子	一般社団法人静岡県法人会連合会	
はたの はつえ 波多野 初枝	静岡県消費者団体連盟	○
はらだ けんいち 原田 健一	静岡県弁護士会	○

2 静岡県森の力再生事業評価委員会 県出席者

所属	職	氏名
経済産業部	部長	天野 朗彦
	農林水産担当部長	志村 信明
政策管理局 産業政策課	課長	齋藤 卓己
	産業政策班長	櫻井 剛
	産業政策班主査	加藤 文敏
森林・林業局	局長	清水 克郎
森林計画課	課長	藤田 祐司
	技監	中山 淳也
	森の力再生班長	刑部 浩臣
	森の力再生班技師	西村 修平
農林技術研究所 森林・林業研究センター	技監	佐野 信幸
	主任研究員	竹内 翔
農林事務所	農山村整備部長、技監他	

3 座席表

スクリーン

説明者席

	(委員長席)	(委員長代理席)	
土屋委員			小南委員
五味委員			波多野委員
木村委員			原田委員
恒友委員			倉田委員

記者席

加藤 産業 政策課 主査	櫻井 産業 政策課 班長	齋藤 産業 政策課 課長	志村 農林水 産担当 部長	天野 部長	清水 森林・ 林業 局長	藤田 森林 計画 課長	中山 森林 計画課 技監	刑部 森林 計画課 班長	佐野 研究セ ンター 技監
-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	----------	-----------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------

賀茂 農林	東部 農林	富士 農林	中部 農林	志太 榛原 農林	中遠 農林	西部 農林	西部 農林 天竜 農林局	西村 森林 計画課 技師	竹内 研究セ ンター 研究員
----------	----------	----------	----------	----------------	----------	----------	-----------------------	-----------------------	-------------------------

傍聴席 10

出入口

評価委員会の年間開催計画（案）

（政策管理局産業政策課）

回	時 期	審 議 内 容
1	8月7日	<ul style="list-style-type: none">・ 委員長、委員長代理の選任・ 評価委員会の年間開催計画・ 平成30年度の提言への対応の報告・ 平成30年度事業分の評価対象箇所を選定・ 事業実施箇所のモニタリング結果の報告
2	10月 (予定)	<ul style="list-style-type: none">・ 平成30年度事業分の検証 (第1回で選定した箇所について、調査結果の報告を受ける)・ 波及効果に関する事例報告
現地 調査	11月 (予定)	<ul style="list-style-type: none">・ 事業効果を現地で検証する
3	1月 (予定)	<ul style="list-style-type: none">・ 平成28年度事業分等の検証 (植生回復状況等の調査結果の報告を受ける)・ 検証、評価結果（案）の検討

平成30年度森の力再生事業評価委員会の提言に係る対応

(森林・林業局森林計画課)

静岡県森の力再生事業評価委員会からの本年度事業の実施に向けた提言に対して、次のとおり対応する。

提 言	対 応
1 事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進めてください。	<ul style="list-style-type: none"> ○農林事務所ごとに設置している森の力再生調整会議において、権利者と整備者のマッチング、市町村森林整備計画における対象森林の適正な配置など、地域ニーズに対する調整を行う。 ○他事業を活用した一体的な森林整備を促進する。
2 整備が終わった箇所周辺の森林の権利者にも事業のPRを行うなど、整備が地域に広がるよう努めてください。	<ul style="list-style-type: none"> ○現地報告会など、整備が終わった箇所周辺の森林の権利者に事業のPRを行う。 ○各農林事務所において、体験ツアーなど県民が事業の成果を実感できる取組を行う。
3 伐採した木材や竹材の利活用について、引き続き努めてください。	<ul style="list-style-type: none"> ○森の力再生調整会議において、伐採した木材や竹材の情報を共有し、活用に向けたマッチングを継続していく。 ○竹材は、搬出コストの削減策など安定供給の可能性を検討する。
4 事例発表会の開催など、事業者間の情報交換の場を作り、事業者全体の技術力向上に努めてください。	<ul style="list-style-type: none"> ○森の力再生調整会議の場の活用や、新たに情報交換会の開催などにより、整備者同士が整備事例を学ぶ機会を設ける。
5 納税への理解が一層促進されるよう、県民に対し情報発信に取り組むとともに、広報看板については、効果を最大限に発揮できるよう設置方法等を検討してください。	<ul style="list-style-type: none"> ○県民だより、ラジオ、ホームページ、facebook等により、引き続き情報を発信する。 ○県や市町が開催するイベント(産業祭など)で税と事業のPRを進めるとともに、市町広報誌を活用したPRも新たに展開する。 ○県民に対し税と事業をPRし、理解促進を図る企画提案型の委託事業を実施する。 ○PR効果が高いと判断される場所に広報看板を設置する場合は、その効果が最大限に発揮できるよう設置場所に応じた規格の選定や、施工経費の妥当性などを審査する。

対象箇所の選定について（案）

（政策管理局産業政策課）

1 平成 30 年度の実施箇所数

農 林 事務所	人工林再生整備事業		竹林・広葉樹等 再生整備事業	計
	一般型	災害対応型		
	緊急性を有する人工 林での環境伐（強度の 間伐）	風倒被害地の緊急性 な倒木等の処理	緊急性を有する竹林 ・広葉樹林での整理伐 （間伐・皆伐）	
賀 茂	13	-	2	15
東 部	28	1	3	32
富 士	5	6	-	11
中 部	19	2	-	21
志太榛原	22	-	3	25
中 遠	6	1	4	11
西 部	18	2	3	23
計	111	12	15	138

2 評価対象の選定

(1) 基 準

- ① 事業規模（面積）の大きい箇所から選定する。
- ② 事業単価が高額の箇所は特に審査する。
- ③ 全農林事務所が必ず評価を受ける。（一般型、竹林・広葉樹等）

(2) 箇所数

(1)の基準により 20 箇所程度とする。（7事務所×3箇所程度）

（H29：22箇所/145箇所 H28：21箇所/135箇所 H27：24箇所/190箇所）

3 選定箇所数

農 林 事務所	人工林再生整備事業				竹林・広葉樹等 再生整備事業		計
	一般型		災害対応型		再生整備事業		
	基準①③ 各農林から 箇所数で概 ね1割	基準② 全農林の 最上位	基準① 全箇所数で 概ね1割	基準② 全農林の 最上位	基準①③ 各農林から 箇所数で概 ね1割	基準② 全農林の 最上位	
賀 茂	1				1		2
東 部	3				1		4
富 士	1		1				2
中 部	2						2
志太榛原	2	1			1		4
中 遠	1				1		2
西 部	2		1	(1)	1	1	5
計	13 /111		2 /12		6 /15		21 /138

【評価箇所の面積カバー率】 選定箇所／実施箇所：359ha/1,036ha（34.7%）

4 選定箇所一覧

事業区分	事務所	所在地	整備者	面積 (ha)	基準
一般	賀茂	賀茂郡西伊豆町大沢里	チーム北見フォレストワーカーズ	17.89	① ③
	東部	伊豆市土肥	田方森林組合	33.97	① ③
		裾野市深良	裾野市森林組合	17.87	① ③
		熱海市熱海	裾野市森林組合	14.27	① ③
		富士	富士市南松野	静岡中部林産事業協同組合	25.4
	中部	静岡市葵区赤沢・寺島	静岡市森林組合	25.24	① ③
		静岡市葵区梅ヶ島	鈴木林業	21.69	① ③
	志太	島田市川根町笹間上	森林組合おおいがわ	43.52	① ③
		榛原郡川根本町壺町河内	森林組合おおいがわ	15.23	① ③
		島田市大草	特定非営利活動団体里山どんぐりの会	1.16	②
	中遠	周智郡森町間詰	森町森林組合	58.79	① ③
	西部	浜松市天竜区龍山町下平山	龍山森林組合	30.92	① ③
浜松市天竜区水窪町奥領家		水窪町森林組合	21.1	① ③	
災害	富士	富士宮市内房	富士森林組合	16.24	① ③
	西部	浜松市天竜区二俣町阿蔵	天竜森林組合	0.26	①②③
竹林・ 広葉樹	賀茂	下田市五丁目	(一社)日本自然環境保全協会	0.88	① ③
	東部	田方郡函南町平井	(有)愛美林	4.37	① ③
	志太	島田市・牧之原市切山	NPO 法人里山再生クラブ	1.94	① ③
	中遠	菊川市西方	NPO 法人里山再生クラブ	5.05	① ③
	西部	浜松市西区呉松町	引佐町森林組合	2.3	① ③
	西部	浜松市北区細江町気賀	引佐町森林組合	0.79	②

358.88 ha

番号	事務所	市町	実施箇所	整備者	権利者数	面積 (ha)	樹種	林齢 (年) タケ除く	補助金額 (円)	事業区分				作業種別事業量等										立木本数(本/ha)		木材木用途(m3)				過去に評価対象となった整備者	
										人工林一般型		人工林災害対応型	竹林・広葉樹	環境伐 (ha)	倒木処理 (ha)	整理伐 (ha)	簡易木製構造物設置 (m)	簡易作業路車道開設 (m)	簡易作業路車道改良 (m)	簡易作業路歩道開設 (m)	簡易作業路歩道改良 (m)	調査計画 (ha)	その他		伐採前	伐採後	伐採材積	簡易木製構造物使用量	伐採木搬出量		浸透能促進工
										補助金額 (円)	単価(千円/ha)	補助金額 (円)	補助金額 (円)										事業内容	事業費(円)							
1	賀茂	下田市	落合	(一社) 日本自然環境保全協会	7	7.29	スギ・ヒノキ	28-69	5,604,000	5,604,000	769			7.29			253			1,005	7.29	管理看板2基	55,618	2,008	1,205	1,581	5		1,576	○	
2	賀茂	賀茂郡西伊豆町	大沢里	チーム北見フォレストワーカーズ	5	10.61	スギ・ヒノキ	40-71	8,113,000	8,113,000	765			10.61			307			2,149	10.61	管理看板	35,137	1,988	1,193	2,278	6		2,272	○	
3	賀茂	賀茂郡西伊豆町	一色	伊豆森林組合	1	16.30	スギ・ヒノキ	39-81	11,049,000	11,049,000	678			16.30			350	800			16.30	管理看板	20,032	1,854	1,112	3,264	15	227	3,022	○	
4	賀茂	下田市	箕作	いなざさ林業	2	2.83	スギ・ヒノキ	56-86	2,459,000	2,459,000	869			2.83			162			489	2.83	管理看板	20,076	2,101	1,260	642	15		627	○	
5	賀茂	下田市	須原	いなざさ林業	2	2.12	スギ・ヒノキ	45-73	1,985,000	1,985,000	936			2.12			103			643	2.12	管理看板	24,948	2,033	1,219	465	10		455	○	
6	賀茂	賀茂郡西伊豆町	大沢里	チーム北見フォレストワーカーズ	19	17.89	スギ・ヒノキ	39-91	13,824,000	13,824,000	773			17.89				701			1,344	17.89	管理看板	19,315	2,019	1,211	3,977		330	3,647	○
7	賀茂	下田市	北湯ヶ野	(有) 愛美林	1	2.24	ヒノキ	50	1,510,000	1,510,000	674			2.24			201			104	2.24	管理看板	22,091	1,350	810	327	8		319	○	
8	賀茂	賀茂郡西伊豆町	一色	チーム北見フォレストワーカーズ	7	14.58	スギ・ヒノキ	35-87	11,383,000	11,383,000	817	3,053,000		13.94	0.64		454	1,296		1,003	14.58	管理看板	19,659	1,724	1,035	2,596	9	496	2,091	○	
9	賀茂	賀茂郡西伊豆町	大沢里	丸高ティーツー (株)	1	1.87	スギ・ヒノキ	48-75	1,656,000	1,656,000	886			1.87			98	242			1.87	管理看板	17,776	1,837	1,102	371	4	80	287		
10	賀茂	賀茂郡南伊豆町	二條	(株) いしい林業	3	1.14	スギ・ヒノキ	49-64	1,361,000	1,361,000	1,194			1.14			40	180			2.36	管理看板	19,508	1,300	780	160	1	86	73	○	
11	賀茂	下田市	加増野	Tree Artist 山信	2	1.09	ヒノキ	23-58	986,000	986,000	905			1.09			20	111		158	1.09	管理看板	25,325	1,582	949	186	1	33	152		
12	賀茂	賀茂郡西伊豆町	宇久須	いなざさ林業	1	1.56	ヒノキ	50-90	1,388,000	1,388,000	890			1.56			41			633	1.56	管理看板	20,222	2,156	1,293	363	3		360	○	
13	賀茂	下田市	落合	(一社) 日本自然環境保全協会	3	4.36	スギ・ヒノキ	34-59	3,364,000	2,329,000	587	1,035,000		3.97	0.39		101			310	4.36	管理看板	19,560	1,809	1,085	856	2		854	○	
14	東部	伊豆市	上白岩	ツチャ農林(株)	19	2.39	スギ・ヒノキ	50-55	1,691,000	1,691,000	708			2.39			150				2.39	管理看板	22,460	2,163	1,297	558	3	17	534	○	
15	東部	伊豆市	堀切①	川村林業(株)	3	2.34	ヒノキ	27-28	1,780,000	1,780,000	761			2.34			120	150			2.34	管理看板	21,336	1,900	1,150	480	2	73	402		
16	東部	熱海市	熱海	裾野市森林組合	1	14.27	ヒノキ	63-81	7,980,000	7,980,000	559			14.27			605	200	130		14.27	管理看板	20,520	1,861	1,210	2,868	30	32	2,779	○	
17	東部	伊豆市	湯ヶ島	(株) 天城農林	2	9.76	スギ・ヒノキ	43-68	8,955,000	5,296,000	645	3,659,000		8.21	1.55		410	1,085			9.76	管理看板	20,538	1,972	1,183	1,749	4	443	1,287	○	
18	東部	沼津市	井田	戸田森林組合	1	3.61	スギ・ヒノキ	53-59	3,697,000	3,697,000	1,024			3.61			324	1,076			3.61	管理看板	24,100	1,758	1,019	685	25	410	261	○	
19	東部	伊豆市	上白岩	田方森林組合	3	5.26	スギ・ヒノキ	49-74	3,310,000	3,310,000	629			5.26			120	356			5.26	管理看板	22,414	1,383	898	786	5	117	663	○	
20	東部	伊豆の国市	長瀬	愛鷹山森林組合	4	12.93	スギ・ヒノキ	35-80	9,540,000	9,540,000	738			12.93			401	834			12.93	管理看板	56,980	1,564	939	2,184	8	700	1,467	○	
21	東部	伊豆市	小下田	田方森林組合	2	3.48	スギ・ヒノキ	28-58	2,046,000	2,046,000	588			3.48			252				3.48	管理看板	22,726	1,500	973	564	5	31	522	○	
22	東部	伊豆市	上船原	田方森林組合	3	3.41	スギ・ヒノキ	44-65	3,073,000	3,073,000	901			3.41			152	350			3.41	管理看板	20,838	1,919	1,245	707	10	122	577	○	
23	東部	伊豆市	修善寺	ツチャ農林(株)	14	4.90	ヒノキ	49	4,239,000	4,239,000	865			4.90			252	263			4.90	管理看板	22,360	2,389	1,433	1,264	5	75	1,178	○	
24	東部	伊豆市	土肥	田方森林組合	5	33.97	スギ・ヒノキ	27-80	24,841,000	24,841,000	731			33.97			1,147	2,528			33.97	管理看板	47,316	1,646	1,069	6,039	23	1,050	4,938	○	
25	東部	裾野市	深良	裾野市森林組合	4	17.87	スギ・ヒノキ	53-67	17,341,000	17,341,000	970			17.87			1,000	2,300			17.87	管理看板	20,520	1,672	1,002	3,227	44	955	2,228	○	
26	東部	田方郡函南町	桑原	大角建設	1	5.60	ヒノキ	47-62	6,520,000	6,520,000	1,164			5.60			260	1,299			5.60	管理看板	19,740	3,326	2,128	2,012	60	373	1,627		
27	東部	伊東市	宇佐美	愛樹園	1	0.00	スギ・ヒノキ	65	2,614,000	2,614,000	1,731			1.51							4.40	再整備、管理看板、広葉樹植栽	26,263	—	—	256			256	○	
28	東部	伊豆の国市	田原野①	川村林業(株)	9	5.70	スギ・ヒノキ	24-67	5,543,000	5,543,000	972			5.70			202	700			5.70	管理看板	21,336	2,269	1,361	1,397	3	300	1,088		
29	東部	伊豆市	湯ヶ島	(株) 天城農林	1	1.43	スギ	56-69	769,000	769,000	538			1.43			70				1.43	管理看板	20,142	2,357	1,531	364	3		361	○	
30	東部	伊豆市	田沢	(一社) 伊豆の袖人舎	2	1.02	スギ・ヒノキ	27-81	996,000	996,000	976			1.02			251				1.02	管理看板	19,140	1,217	790	134	2		123		
31	東部	伊豆の国市	田原野②	川村林業(株)	5	2.45	スギ・ヒノキ	60-65	2,067,000	2,067,000	844			2.45			101	200			2.45	管理看板	21,336	1,400	840	370	1	155	211		
32	東部	沼津市	宮本	愛鷹山森林組合	4	6.31	ヒノキ	62-93	7,472,000	7,472,000	1,184			6.31			402	900			6.31	管理看板	56,980	2,391	1,435	1,629	8	400	1,212	○	
33	東部	伊豆市	湯ヶ島	田方森林組合	2	1.32	スギ・ヒノキ	44-65	1,301,000	1,301,000	986			1.32			200	126			1.32	管理看板	23,096	1,138	739	162	4	86	67	○	
34	東部	伊豆市	上船原	(株) 天城農林	1	4.38	スギ・ヒノキ	34-70	2,442,000	2,442,000	558			4.38			200	510			4.38	管理看板	21,577	1,724	1,121	816	4	180	627	○	
35	東部	伊豆市	小下田②	田方森林組合	9	2.26	スギ・ヒノキ	58-101	1,729,000	892,000	433	837,000		2.06	0.20		205				2.26	管理看板	22,134	1,145	744	255	5		246	○	

番号	事務所	市町	実施箇所	整備者	権利者数	面積 (ha)	樹種	林齢 (年) タケ除く	補助金額 (円)	事業区分				作業種別事業量等										立木本数 (本/ha)		木材木用途 (m3)					過去に評価対象となった整備者		
										人工林一般型		人工林災害対応型	竹林・広葉樹	環境伐 (ha)	倒木処理 (ha)	整理伐 (ha)	簡易木製構造物設置 (m)	簡易作業路車道開設 (m)	簡易作業路車道改良 (m)	簡易作業路歩道開設 (m)	簡易作業路歩道改良 (m)	調査計画 (ha)	その他		伐採前	伐採後	伐採材積	簡易木製構造物使用量	伐採木搬出量	浸透能促進工			
										補助金額 (円)	単価 (千円/ha)	補助金額 (円)	補助金額 (円)										事業内容									事業費 (円)	
																																	伐採前
36	東部	伊豆の国市	菫山	田方森林組合	3	3.49	ヒノキ	37-106	2,542,000	2,542,000	728				3.49			357						3.49	PR看板	150,972	1,878	1,220	708	10		692	○
37	東部	伊豆市	大平柿木	(株)天城農林	5	2.53	ヒノキ	43-68	1,820,000	1,224,000	539	596,000			2.27	0.26		100	451					2.53	管理看板	21,577	2,023	1,315	496	2	110	402	○
38	東部	伊豆市	上白岩	ツチャ農林(株)	18	3.07	スギ・ヒノキ	44-63	1,918,000	1,918,000	625				3.07			152						3.07	管理看板	22,360	2,001	1,200	663	3		657	○
39	東部	田方郡函南町	桑原	静沼林業(株)	1	6.45	スギ・ヒノキ	57-90	5,405,000	5,405,000	838				6.45			100	1,940					6.45	管理看板	22,680	1,728	1,037	1,204	5	450	750	
40	東部	伊豆の国市	田原野③	川村林業(株)	2	1.39	ヒノキ	45-63	1,697,000	1,697,000	1,221				1.39			94	181					1.39	PR看板	133,710	2,100	1,263	315	7	60	251	
41	東部	伊豆市	堀切	川村林業(株)	3	3.02	ヒノキ	44-67	2,641,000	2,641,000	875				3.02			149	306					3.02	管理看板	21,336	1,903	1,131	621	9	65	524	
42	富士	富士宮市	根原	富士森林組合	1	2.42	ヒノキ	50-61	3,480,000	3,480,000	1,438				2.42			360	550					2.42	PR看板	243,800	2,050	1,332	536	18	160	358	○
43	富士	富士市	南松野①	静岡中部林産事業協同組合	12	7.08	スギ・ヒノキ	38-89	6,210,000	6,210,000	877				7.08			300			1,000			7.08	管理看板	24,705	2,520	1,512	1,927	12		1,915	○
44	富士	富士市	桑崎堂平	富士市森林組合	5	7.76	スギ・ヒノキ	54-82	8,670,000	5,360,000	767	3,310,000			6.99	0.77		400	1,100					7.76	管理看板	23,925	1,610	966	1,216	20	480	716	○
45	富士	富士市	桑崎風ノ宮	富士市森林組合	6	13.41	スギ・ヒノキ	50-89	11,690,000	11,690,000	872				13.41			520	1,550					13.41	管理看板	23,925	1,487	892	2,153	26	933	1,194	○
46	富士	富士市	南松野②	静岡中部林産事業協同組合	34	25.40	スギ・ヒノキ	38-94	18,003,000	18,003,000	709				25.40			500			2,500			25.40	管理看板	19,146	2,428	1,457	6,660	20		6,640	○
47	中部	静岡市	葵区腰越	萩原林業㈱	3	4.29	スギ・ヒノキ	20-65	4,139,000	1,671,000	390				4.29			100	509		300			4.29	管理看板、根株処理	245,400	2,058	1,235	954	4	159	791	○
48	中部	静岡市	葵区坂ノ上・日向	静岡市森林組合	5	19.12	スギ・ヒノキ	20-72	19,158,000	8,941,000	468				19.12			655	912	609	1,000			19.12	管理看板2基、根株処理、丸太積工、路面工、丸太柵、丸太横断工	3,337,058	2,093	1,244	5,077	58	400	4,619	○
49	中部	静岡市	葵区小布杉	ヤマギン山本店(有)	2	15.47	スギ・ヒノキ	20-83	7,991,000	4,993,000	323				15.47						2,316			15.47	管理看板	20,112	1,681	1,010	5,618			5,618	○
50	中部	静岡市	葵区水見色	ヤマギン山本店(有)	2	5.00	スギ・ヒノキ	36-78	3,351,000	1,529,000	306				5.00			300			1,000			5.00	管理看板	20,112	1,570	943	1,187	10		1,177	○
51	中部	静岡市	葵区赤沢・寺島	静岡市森林組合	6	25.24	スギ・ヒノキ	14-83	20,692,000	13,633,000	540				25.24			753		1,959	2,710			25.24	管理看板2基	43,892	2,631	1,505	7,172	67		7,105	○
52	中部	静岡市	葵区牛妻	(有) 森下木材	12	9.16	スギ・ヒノキ	19-83	7,688,000	3,922,000	428				9.16			500			1,500	1,000		9.16	管理看板	36,482	2,108	1,265	4,692	20		4,672	○
53	中部	静岡市	葵区横沢	萩原林業㈱	1	7.20	スギ・ヒノキ	33-38	5,556,000	2,219,000	308				7.20			208	601	603				7.20	管理看板	20,100	1,611	967	1,253	4	186	1,063	○
54	中部	静岡市	葵区口坂本	井川森林組合	1	11.40	スギ・ヒノキ	40-78	11,069,000	4,542,000	398				11.40			517			2,012			11.40	管理看板、伐採木の移動、獣害防護柵	3,206,763	1,821	1,093	2,242	20		2,222	○
55	中部	静岡市	葵区口仙俣	静岡市森林組合	3	19.44	スギ・ヒノキ	55-83	18,940,000	7,647,000	393				19.44			356			1,803	909		19.44	管理看板2基、乗用モノレール用レール設置	7,396,651	1,876	1,126	3,939	32		3,907	○
56	中部	静岡市	葵区長妻田・長熊	静岡市森林組合	2	18.02	スギ・ヒノキ	21-98	14,657,000	9,558,000	530				18.02			600			3,200			18.02	管理看板2基	43,892	2,536	1,478	4,936	54		4,882	○
57	中部	静岡市	葵区新聞・大原	静岡市森林組合	7	19.99	スギ・ヒノキ	32-93	16,800,000	10,612,000	531				19.99			705			4,000			19.99	管理看板2基	43,892	2,393	1,350	5,166	63		5,103	○
58	中部	静岡市	葵区黒俣	静岡市森林組合	5	5.08	スギ・ヒノキ	38-68	5,070,000	2,921,000	575				5.08			351			1,000	150		5.08	管理看板	21,942	2,488	1,425	1,365	31		1,334	○
59	中部	静岡市	葵区坂ノ上	静岡市森林組合	2	10.48	スギ・ヒノキ	23-69	9,369,000	6,294,000	601				10.48			507			1,500			10.48	管理看板	21,942	2,952	1,660	11,446	46		11,400	○
60	中部	静岡市	葵区梅ヶ島	鈴木林業	9	21.69	スギ・ヒノキ	31-65	15,917,000	9,807,000	452				21.69			754			3,260			21.69	管理看板	20,555	2,249	1,349	5,268	30		5,238	
61	中部	静岡市	葵区井川	井川森林組合	1	5.05	スギ・ヒノキ	44-68	9,572,000	2,639,000	523				5.05			800			1,517			5.05	管理看板、伐採木の移動、獣害防護柵	3,847,018	2,612	1,568	1,425	32		1,393	○
62	中部	静岡市	葵区有東木	オベレイト梅ヶ島	3	4.86	スギ・ヒノキ	15-75	4,169,000	2,230,000	459				4.86			200			1,250	450		4.86	管理看板	21,455	2,384	1,430	1,251	9		1,242	○
63	中部	静岡市	葵区俵峰	静岡市森林組合	4	3.30	スギ・ヒノキ	51-88	2,922,000	1,682,000	510				3.30			203			450			3.30	管理看板	21,942	2,195	1,318	782	18		764	○
64	中部	静岡市	葵区落合	狩野林業㈱	1	2.08	ヒノキ	40-47	1,678,000	813,000	391				2.08			201			303			2.08	管理看板	23,000	2,173	1,304	488	4		484	○
65	中部	静岡市	葵区梅ヶ島	鈴木林業	5	6.35	スギ・ヒノキ	15-65	4,758,000	2,769,000	436				6.35			260			320	1,200		6.35	管理看板	20,555	2,381	1,429	1,633	11		1,622	
66	志太榛原	島田市	身成	(株)特種東海フォレスト	4	5.40	スギ・ヒノキ	47	2,074,000	2,074,000	384				5.40						100			5.40	管理看板	20,192	1,782	1,069	1,039			1,039	○
67	志太榛原	島田市	川根町身成	森林組合おおいがわ	2	5.02	スギ・ヒノキ	37-59	3,594,000	3,594,000	716				5.02						300			5.02	管理看板	19,660	2,377	1,307	1,289			1,277	○
68	志太榛原	島田市	大代	森林組合おおいがわ	2	7.33	スギ・ヒノキ	39-55	4,670,000	4,670,000	637				7.33			50			300			7.33	管理看板	21,694	2,102	1,156	1,664	2		1,660	○
69	志太榛原	藤枝市	瀬戸ノ谷	森林組合おおいがわ	5	10.10	スギ・ヒノキ	17-84	6,778,000	6,778,000	671				10.10			200			1,000			10.10	管理看板	22,594	2,057	1,131	2,244	9	2	2,233	○
70	志太榛原	島田市	高熊	(有)落合製材所	1	1.74	スギ・ヒノキ	42-47	1,443,000	1,443,000	829				1.74			100			450			1.74	管理看板	23,580	2,028	1,217	381	2		377	○
71	志太榛原	榛原郡川根本町	上長尾	森林組合おおいがわ	4	5.08	スギ・ヒノキ	52-57	4,000,000	4,000,000	787				5.08			250			800			5.08	管理看板	19,660	2,314	1,389	1,270	5		1,259	○
72	志太榛原	榛原郡川根本町	田野口	森林組合おおいがわ	3	7.55	スギ・ヒノキ	18-35	6,100,000	6,100,000	808				7.55			300			1,200			7.55	管理看板	19,660	2,864	1,719	2,335	6		2,322	○
73	志太榛原	島田市	大草	特定非営利活動団体 里山どんぐりの会	3	1.16	スギ・ヒノキ	58-84	2,105,000	2,105,000	2,084				1.01			190			1,110			1.16	管理看板、侵入竹林皆伐	353,819	1,754	965	191	26	4	179	○
74	志太榛原	島田市	川根町笹間下	(有)ヤナザイ	4	5.34	スギ・ヒノキ	24-79	4,629,000	4,629,000	867				5.34																		

番号	事務所	市町	実施箇所	整備者	権利者数	面積 (ha)	樹種	林齢 (年) タケ除く	補助金額 (円)	事業区分				作業種別事業量等										立木本数 (本/ha)		木材木用途 (m3)				過去に評価対象となった整備者	
										人工林一般型		人工林災害対応型	竹林・広葉樹	環境伐 (ha)	倒木処理 (ha)	整理伐 (ha)	簡易木製構造物設置 (m)	簡易作業路車道開設 (m)	簡易作業路車道改良 (m)	簡易作業路歩道開設 (m)	簡易作業路歩道改良 (m)	調査計画 (ha)	その他		伐採前	伐採後	伐採材積	簡易木製構造物使用量	伐採木搬出量		浸透能促進工
										補助金額 (円)	単価 (千円/ha)	補助金額 (円)	補助金額 (円)										事業内容	事業費 (円)							
75	志太榛原	榛原郡川根本町	東藤川	森林組合おおいがわ	2	2.90	スギ・ヒノキ	38-62	2,308,000	2,308,000	796			2.90			200				600	2.90	管理看板	19,660	1,726	1,036	541	4		532	○
76	志太榛原	榛原郡川根本町	水川	森林組合おおいがわ	2	11.84	スギ・ヒノキ	20-33	8,030,000	8,030,000	678			11.84			400				1,600	11.84	管理看板	23,517	1,910	1,146	2,443	8		2,425	○
77	志太榛原	島田市	笹間下	森林組合おおいがわ	6	5.81	スギ・ヒノキ	38-79	5,060,000	5,060,000	871			5.81			100				900	5.81	管理看板	21,694	2,195	1,208	1,378	4		1,373	○
78	志太榛原	島田市	身成	(株)兵庫親林開発	8	7.74	スギ・ヒノキ	39-66	6,535,000	6,535,000	844			7.74			400				800	7.74	管理看板	20,880	2,234	1,229	1,868	40		1,850	○
79	志太榛原	島田市	身成	森林組合おおいがわ	9	1.00	スギ・ヒノキ	40-60	716,000	716,000	716			1.00							100	1.00	管理看板	19,661	2,200	1,210	238	6	231	○	
80	志太榛原	島田市	志戸呂	(有)落合製材所	4	4.73	スギ・ヒノキ	34-56	2,878,000	2,878,000	608			4.73			100					4.73	管理看板2基	41,820	2,183	1,310	1,115	2		1,111	○
81	志太榛原	島田市	大草	森林組合おおいがわ	2	11.21	スギ・ヒノキ	37-70	7,750,000	7,750,000	691			11.21			100				1,600	11.21	管理看板	21,694	2,063	1,135	2,498	4		2,493	○
82	志太榛原	島田市	川根町笹間上	森林組合おおいがわ	1	43.52	スギ・ヒノキ	35-64	35,789,000	35,789,000	822			43.52			100				4,000	43.52	管理看板	24,322	2,850	1,568	13,395	4		13,391	○
83	志太榛原	藤枝市	滝沢	森林組合おおいがわ	1	7.17	スギ・ヒノキ	47-51	4,250,000	4,250,000	593			7.17			100				800	7.17	管理看板	22,168	1,626	894	1,259	4		1,254	○
84	志太榛原	榛原郡川根本町	水川	森林組合おおいがわ	3	8.88	スギ・ヒノキ	29-57	7,420,000	7,420,000	836			8.88			300				2,000	8.88	管理看板	24,321	2,119	1,272	2,032	6		2,019	○
85	志太榛原	榛原郡川根本町	雫町河内	森林組合おおいがわ	9	15.23	スギ・ヒノキ	22-57	12,100,000	12,100,000	794			15.23			400				2,200	15.23	管理看板	24,321	2,616	1,570	4,304	8		4,286	○
86	志太榛原	島田市	身成	(株)特種東海フォレスト	3	11.66	スギ・ヒノキ	33-64	5,733,000	5,733,000	492			11.66			100				300	11.66	管理看板	20,142	1,895	1,137	2,386	6		2,382	○
87	志太榛原	藤枝市	太郎森	森林組合おおいがわ	10	8.85	スギ・ヒノキ	30-67	6,278,000	6,278,000	709			8.85			100				1,000	8.85	管理看板	22,168	2,026	1,114	1,937	4		1,932	○
88	中遠	菊川市	棚草	㈱西島土木	1	2.08	スギ・ヒノキ、タケ	37-59	2,132,000	1,156,000	618	385,000	591,000	1.87	0.11	0.10	105	80				2.08	PR看板、侵入竹林皆伐	491,045	1,404	773	284	16	29	239	○
89	中遠	周智郡森町	問詰	森町森林組合	19	58.79	スギ・ヒノキ	32-65	31,888,000	31,888,000	542			58.79			70	100				58.79	管理用看板	21,600	2,005	1,203	12,731	2	30	12,699	○
90	中遠	掛川市	上西郷	掛川市森林組合	33	35.27	スギ・ヒノキ	33-65	23,433,000	20,516,000	611	2,917,000		33.59	1.68		2,007				3,623	35.27	管理用看板	30,697	1,635	981	5,932	163		5,769	○
91	中遠	掛川市	炭焼	掛川市森林組合	4	7.15	スギ・ヒノキ	39-65	6,150,000	6,150,000	860			7.15			1,000				227	7.15	管理用看板	26,441	1,800	1,080	1,390	82		1,308	○
92	中遠	掛川市	東山	掛川市森林組合	36	28.71	スギ・ヒノキ	34-65	21,957,000	21,957,000	765			28.71			2,002	849				28.71	管理用看板	28,840	1,916	1,149	5,940	163	259	5,518	○
93	中遠	掛川市	倉真・初馬	田旗造園建設㈱	18	9.24	スギ・ヒノキ	46-67	6,645,000	6,645,000	719			9.24						500	9.24	管理用看板	20,960	2,000	1,200	1,996		150	1,846	○	
94	西部	浜松市	北区引佐町浜川	引佐町森林組合	2	10.22	スギ・ヒノキ	22-49	7,330,000	7,330,000	717			10.22								10.22	管理看板	28,265	2,610	1,435	2,881			2,881	○
95	西部	浜松市	北区滝沢町	引佐町森林組合	1	1.00	スギ・ヒノキ	57-63	692,000	692,000	692			1.00								1.00	管理看板	28,265	2,300	1,265	248			248	○
96	西部	浜松市	北区引佐町浜川	引佐町森林組合	2	4.74	スギ・ヒノキ	56	3,089,000	3,089,000	652			4.74								4.74	管理看板	28,265	2,279	1,254	1,166			1,166	○
97	西部	浜松市	天竜区龍山町大嶺	(有)天竜フォレスター	2	1.37	スギ・ヒノキ	52-56	1,210,000	1,210,000	883			1.37			31				231	1.37	管理看板	21,044	2,400	1,320	355	1		354	○
98	西部	浜松市	天竜区龍山町下平山	龍山森林組合	14	30.92	スギ・ヒノキ	34-67	27,735,000	27,735,000	897			30.92						3,721		32.86	管理看板	24,335	2,000	1,100	6,679	1,500		5,179	○
99	西部	浜松市	天竜区春野町豊岡	春野森林組合	4	3.95	スギ・ヒノキ	44-64	2,711,000	2,711,000	686			3.95			100				577	3.95	管理看板2基	40,200	1,700	935	725	8		717	○
100	西部	浜松市	天竜区水窪町奥領家	水窪町森林組合	1	4.71	スギ・ヒノキ	29-65	3,362,000	3,362,000	714			4.71							808	4.71	管理看板	20,434	2,200	1,210	1,119		105	1,014	○
101	西部	浜松市	天竜区春野町領家	春野森林組合	3	9.30	スギ・ヒノキ	30-65	7,203,000	7,203,000	775			9.30			200	480	437	501	9.30	管理看板2基	42,936	2,358	1,265	2,368	16	145	2,207	○	
102	西部	浜松市	北区引佐町浜川	引佐町森林組合	5	4.88	スギ・ヒノキ	25-57	2,096,000	2,096,000	430			4.88								4.88	管理看板2基	57,195	1,514	833	798			798	○
103	西部	浜松市	天竜区水窪町地頭方	水窪町森林組合	4	11.69	スギ・ヒノキ	36-46	9,171,000	9,171,000	785			11.69							2,843	11.69	管理看板	23,217	2,318	1,275	2,926			2,926	○
104	西部	浜松市	天竜区春野町石切	春野森林組合	2	5.55	スギ・ヒノキ	48-64	3,510,000	3,510,000	632			5.55								5.55	管理看板	25,811	2,200	1,210	1,319	80	1,239	○	
105	西部	浜松市	天竜区水窪町奥領家	水窪町森林組合	5	21.10	スギ・ヒノキ	37-55	14,235,000	14,235,000	675			21.10							2,025	21.10	管理看板	20,434	2,233	1,228	5,089			5,089	○
106	西部	浜松市	天竜区熊	天竜森林組合	1	2.66	スギ・ヒノキ	25-47	1,732,000	1,732,000	651			2.66								2.66	管理看板	23,841	2,366	1,302	680	20	660	○	
107	西部	浜松市	天竜区佐久間町佐久間	佐久間森林組合	2	4.31	スギ・ヒノキ	36-54	3,733,000	3,733,000	866			4.31								4.31	管理看板	19,754	3,180	1,749	1,480			1,480	○
108	西部	浜松市	天竜区春野町豊岡	春野森林組合	2	3.37	スギ・ヒノキ	39-61	2,078,000	2,078,000	617			3.37								3.37	管理看板	22,838	2,500	1,375	910			910	○
109	西部	浜松市	天竜区春野町川上	春野森林組合	1	7.65	スギ・ヒノキ	34-64	5,895,000	5,895,000	771			7.65						505	7.65	管理看板	27,530	2,500	1,375	2,065	150	1,915	○		
110	西部	浜松市	天竜区佐久間町浦川	天竜森林組合	1	3.80	スギ・ヒノキ	15-33	2,678,000	2,678,000	705			3.80								3.80	管理看板	23,464	2,922	1,607	1,199			1,199	○
111	西部	浜松市	天竜区水窪町地頭方	水窪町森林組合	3	1.11	スギ・ヒノキ	29-65	736,000	736,000	663			1.11								1.11	管理看板	20,433	2,200	1,211	264			264	○

番号	事務所	市町	実施箇所	整備者	権利者数	面積(ha)	樹種	林齢(年) タケ除く	補助金額(円)	事業区分				作業種別事業量等										木材木用途(m3)				過去に評価対象となった整備者			
										人工林一般型 補助金額(円)	人工林災害対応型		竹林・広葉樹 補助金額(円)	環境伐(ha)	倒木処理(ha)	整理伐(ha)	簡易木製 構造物設置(m)	簡易作業 路車道開設(m)	簡易作業 路車道改良(m)	簡易作業 路歩道開設(m)	簡易作業 路歩道改良(m)	調査計画(ha)	その他		伐採材積	簡易木製 構造物使用量	伐採木搬出量		浸透能 促進工		
											補助金額(円)	補助金額(円)											単価(千円/ha)	事業内容						事業費(円)	
1	東部	伊豆市	土肥	いしい林業	2	0.93	スギ	53-65	980,000		980,000	1,054										0.93	管理看板	37,800							○
2	富士	富士宮市	内房	富士森林組合	11	16.24	スギ・ヒノキ	49-81	21,250,000	4,172,000	17,078,000	3,272		11.02	5.22		240	2,200		1,300		16.24	管理看板	19,100	1,408	12	900	496		○	
3	富士	富士宮市	精進川	富士森林組合	1	4.68	スギ・ヒノキ	18-74	6,970,000	1,649,000	5,321,000	3,828		3.29	1.39		240	1,000				4.68	管理看板	19,100	450	12	460			○	
4	富士	富士市	桑崎黒坂	富士市森林組合	5	1.35	スギ・ヒノキ	62-87	2,290,000		2,290,000	1,696			1.35		60					1.35	管理看板	23,925		3				○	
5	富士	富士宮市	内房	富士森林組合	3	0.00	スギ・ヒノキ	61-75	3,480,000		3,480,000	2,949			1.18		120					1.18			8	200				○	
6	富士	富士宮市	北山②	富士森林組合	6	0.00	スギ・ヒノキ	36-74	8,480,000		8,480,000	1,600			5.30		40	120				5.30	管理看板	19,100		2	100			○	
7	富士	富士宮市	北山①	富士森林組合	2	0.00	スギ・ヒノキ	49-66	4,840,000		4,840,000	1,522			3.18							3.18	管理看板	19,100			100			○	
8	中部	静岡市	清水区承元寺町	(特非) NPO東海	31	1.77	スギ・ヒノキ	43-69	3,991,000		3,991,000	2,255			1.77		20					1.77	管理看板	28,880		1				○	
9	中部	静岡市	葵区梅ヶ島	オペレイト梅ヶ島	3	0.98	スギ・ヒノキ	42-67	3,563,000		3,563,000	3,636			0.98		20			50		0.98	管理看板、伐採木の移動	837,295		1	182			○	
10	中遠	掛川市	上西郷	掛川市森林組合	1	0.00	スギ・ヒノキ	47	319,000		319,000	1,519			0.21		25					0.21			1					○	
11	西部	浜松市	天竜区二俣町阿蔵	天竜森林組合	1	0.26	スギ・ヒノキ	64	998,000		998,000	3,838			0.26		31					0.26	管理看板	23,256		1	81			○	
12	西部	浜松市	天竜区熊	天竜森林組合	1	0.14	スギ・ヒノキ	64	485,000		485,000	3,464			0.14		20					0.14	管理看板	23,739		1	50			○	

番号	事務所	市町	実施箇所	整備者	権利者数	面積 (ha)	樹種	林齢 (年) タケ除く	補助金額 (円)	事業区分				作業種別事業量等										木材木用途 (m3)				過去に評価対象となった整備者	
										人工林一般型 補助金額 (円)	人工林災害対応型 補助金額 (円)	竹林・広葉樹		環境伐 (ha)	倒木処理 (ha)	整理伐 (ha)	簡易木製 構造物設置 (m)	簡易作業 路車道開設 (m)	簡易作業 路車道改良 (m)	簡易作業 路歩道開設 (m)	簡易作業 路歩道改良 (m)	調査計画 (ha)	その他		伐採材積	簡易木製構造物使用量	伐採木搬出量		浸透能促進工
												補助金額 (円)	単価 (千円/ha)										事業内容	事業費 (円)					
1	賀茂	下田市	五丁目	(一社)日本自然環境保全協会	1	0.88	ザツ	64	3,056,000			3,056,000	3,473						306		0.88	PR看板	157,206						○
2	賀茂	賀茂郡南伊豆町	加納	(株)いしい林業	2	0.20	タケ		891,000			891,000	4,455								0.42	管理看板	20,281						○
3	東部	伊豆市	湯ヶ島	(有)鈴木造園	25	1.79	タケ		6,581,000			6,581,000	3,677								1.79	管理看板	19,400						
4	東部	田方郡函南町	平井	(有)愛美林	6	4.37	ヒノキ、ザツ	37-76	8,030,000	1,090,000		6,940,000	3,289	2.26							4.37	管理看板	34,527	591			591	○	
5	東部	田方郡函南町	平井	カートランス・アクト(有)	9	3.24	スギ・ヒノキ・タケ	35-76	6,779,000	609,000		6,170,000	2,952	1.15							3.24	管理看板	21,610	236			236		
6	志太榛原	島田市・牧之原市	切山・切山	NPO法人里山再生クラブ	7	1.94	タケ		9,950,000			9,950,000	5,129								1.94	PR看板	130,000						○
7	志太榛原	藤枝市	瀬戸ノ谷	NPO法人林林林	2	0.16	タケ		730,000			730,000	4,563								0.16	管理看板、集積用留杭	191,030						○
8	志太榛原	島田市	相賀	(株)兵庫親林開発	8	0.31	タケ		1,905,000			1,905,000	6,145								0.31	管理看板	21,382						○
9	中遠	菊川市	西方	NPO法人里山再生クラブ	37	5.05	タケ		24,325,000			24,325,000	4,817								5.05	PR看板2基	260,000						○
10	中遠	磐田市	社山	天龍造園建設㈱	1	1.50	ザツ、タケ	59	4,579,000			4,579,000	3,053								1.50	PR看板	137,760						○
11	中遠	菊川市	本所	㈱西島土木	8	5.14	スギ・ヒノキ、タケ	38-53	8,420,000		4,107,000	4,313,000	1,039		0.99	4.15	304	930			5.14	PR看板	134,200		47	305	496	○	
12	中遠	菊川市	西方	㈱西島土木	4	0.42	スギ・ヒノキ、シイ他	53-73	1,298,000	102,000		1,196,000	4,124	0.13		0.29	10				0.42	PR看板	134,200	165	1		164	○	
13	西部	浜松市	西区呉松町	引佐町森林組合	25	2.30	タケ		11,913,000			11,913,000	5,180								2.30	管理看板	28,265						○
14	西部	浜松市	北区細江町気賀	引佐町森林組合	15	0.79	タケ		6,097,000			6,097,000	7,718								0.79	管理看板、故殺処理、列車見張員等	1,661,447						○
15	西部	湖西市	白須賀	(有)寿重植木	4	0.60	ザツ	45	2,573,000			2,573,000	4,288								0.60	管理看板、高所作業車・クレーン車レンタル等	619,982						

令和元年度第1回森の力再生事業評価委員会

事業実施箇所の モニタリング調査について

県農林技術研究所森林・林業研究センター

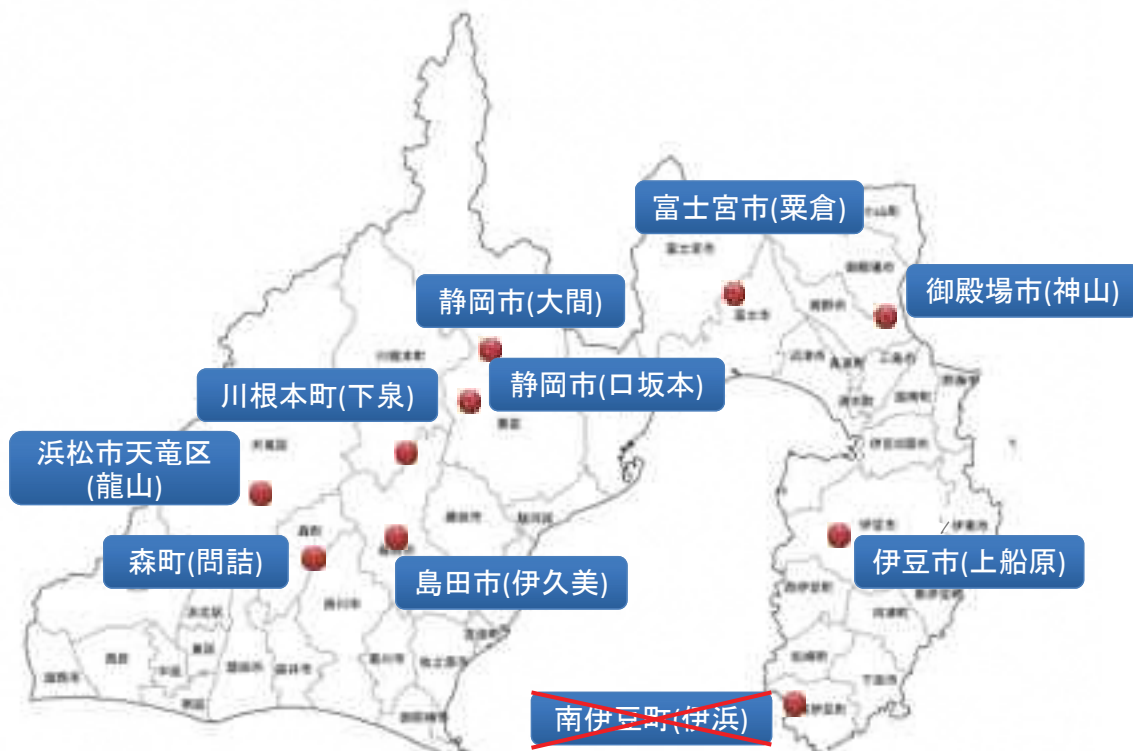
1

第1期事業モニタリング調査

調査地	人工林9箇所(伐採後13年) ※1箇所は作業道開設のため対象外
調査項目	立木の状況 : 立木密度、樹高、胸高直径 土壌浸食度 光環境 : 開空度 下層植生 : 植被率 下層木(稚樹): 本数、樹高、種数
調査時期	10月～11月(鳥類調査なし)

2

第1期モニタリング調査地一覧



* 南伊豆町（伊浜）は、作業道開設により
3プロット消失のため調査対象外とした

3

第1期調査地概況

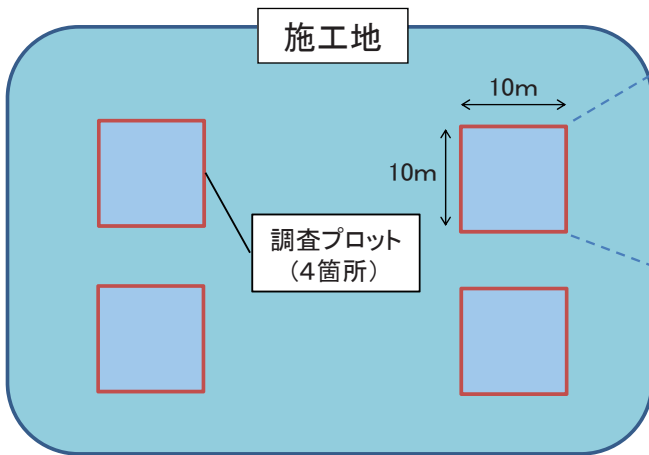
調査箇所	樹種	林齢 (施工時)	標高(m)	斜面方位	傾斜(度)
1 南伊豆町(伊浜)	スギ・ヒノキ	38	420-460		
2 伊豆市(上船原)	スギ・ヒノキ	34-40	270-360	北-南東	15-42
3 御殿場市(神山)	スギ・ヒノキ	44-54	640-700	南-北西	18-36
4 富士宮市(栗倉)	スギ・ヒノキ	24-55	1020-1030	南西	10-14
5 静岡市葵区(口坂本)	スギ・ヒノキ	49	1030-1100	東-南西	20-35
6 静岡市葵区(大間)	スギ	40	820-860	南東-南	20-37
7 島田市(伊久美)	スギ・ヒノキ	40	590-660	東	28-33
8 川根本町(下泉)	スギ・ヒノキ	30-40	510-560	西-北西	25-40
9 森町(問詰)	スギ・ヒノキ	43-45	380-420	北西-東	8-36
10 浜松市天竜区(龍山)	スギ・ヒノキ	29-35	790-830	南東-南	24-45

4

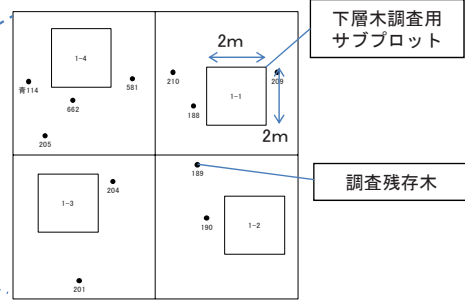
第1期調査プロットの設定

- ・1施工地に付き10m×10mのプロットを4箇所
- ・各プロット内に2m×2mのサブプロット4箇所

プロット配置イメージ図



プロット拡大図【参考】伊豆市上船原プロット①



現地写真



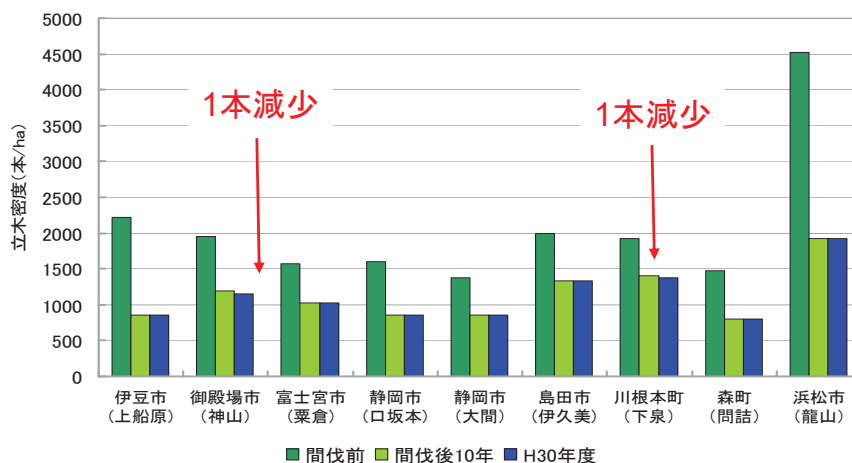
第1期立木の状況 — 立木密度 —

1 調査方法

調査プロットの平均立木本数を調査（1 ha当たりの本数に換算）

2 調査結果（平均立木密度）

▲平成27年度1,148本/ha → 平成30年度1,131本/ha



調査地区	御殿場(神山)				川根本町(下泉)			
プロット	P1	P2	P3	P4	P1	P2	P3	P4
H27本数	8	10	17	12	16	12	12	16
H30本数	8	10	16	12	16	12	12	15
倒木数	0	0	1	0	0	0	0	1

第1期立木の状況－残存木の胸高直径・樹高－

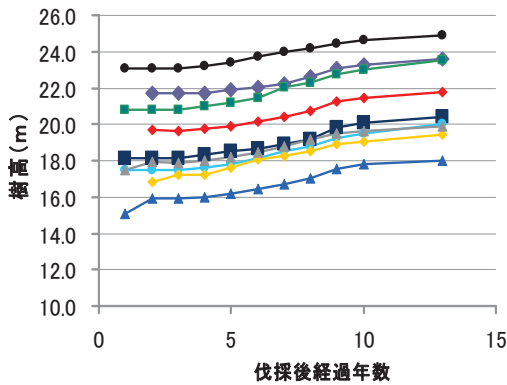
1 調査方法

調査プロット内の残存木を調査・比較

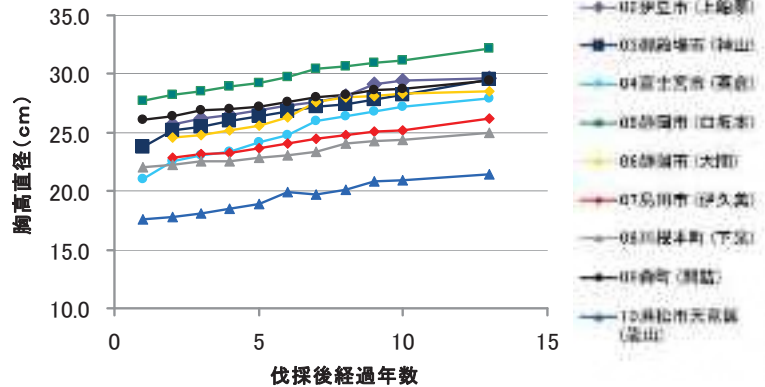
2 調査結果(伐採から13年経過)

▲樹高、胸高直径ともに大きくなっている

樹高



胸高直径 ※胸の高さ(1.2m)における立木の直径



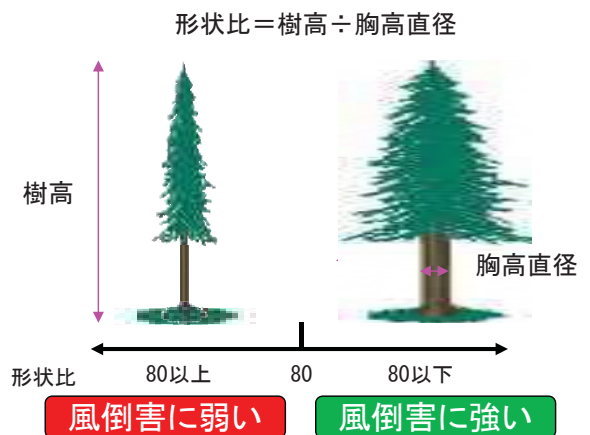
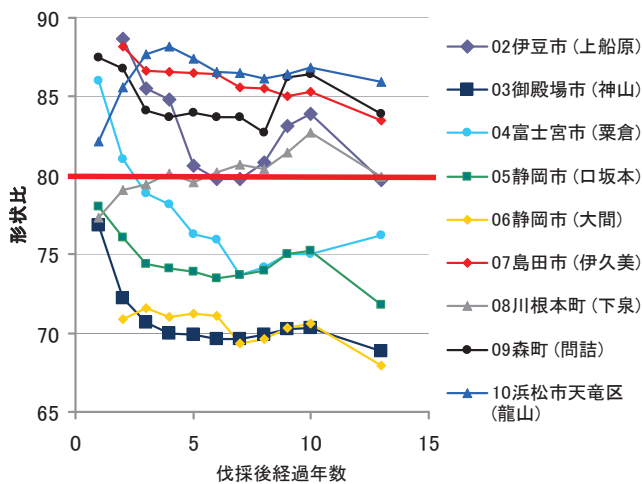
7

第1期立木の状況－残存木の形状比－

調査結果(伐採後13年経過)

▲形状比が小さい箇所が多く、風倒害に強い

形状比



※形状比：樹高を胸高直径で割った数値。一般に、形状比80以下が風倒被害の影響を受けにくいとされる

8

第1期土壌浸食度

1 調査方法

調査プロット内の土壌状態を目視にて確認し、5段階で評価

2 調査結果(伐採後13年経過)

▲ガリーは確認されていない

土壌浸食度

H30	P1	P2	P3	P4
伊豆市(上船原)	0	0	0	0
御殿場市(神山)	1	1	0	0
富士宮市(栗倉)	0	0	0	0
静岡市(口坂本)	0	0	0	0
静岡市(大間)	0	0	0	0
島田市(伊久美)	0	1	0	1
川根本町(下泉)	1	1	1	1
森町(問詰)	1	0	1	1
浜松市天竜区(龍山)	0	1	1	1



伊豆市(上船原)
土壌浸食度：0



川根本町(下泉)
土壌浸食度：1

土壌侵食度	状態
0	A0層(有機物層)が全面を覆っている
1	A0層(有機物層)の一部が流亡している(ガリーは認められない)
2	A0層(有機物層)が50%に満たない(ガリーは認められない)
3	ガリーが一部で見られる
4	全面にガリーが見られる

※A0層：落葉や枯枝が半分解のまま地表に堆積した堆積腐植の層

※ガリー：地表水によって土壌が削り取られ表面侵食の最も進んだ形態で、斜面上に深く長く掘れた溝ができる

9

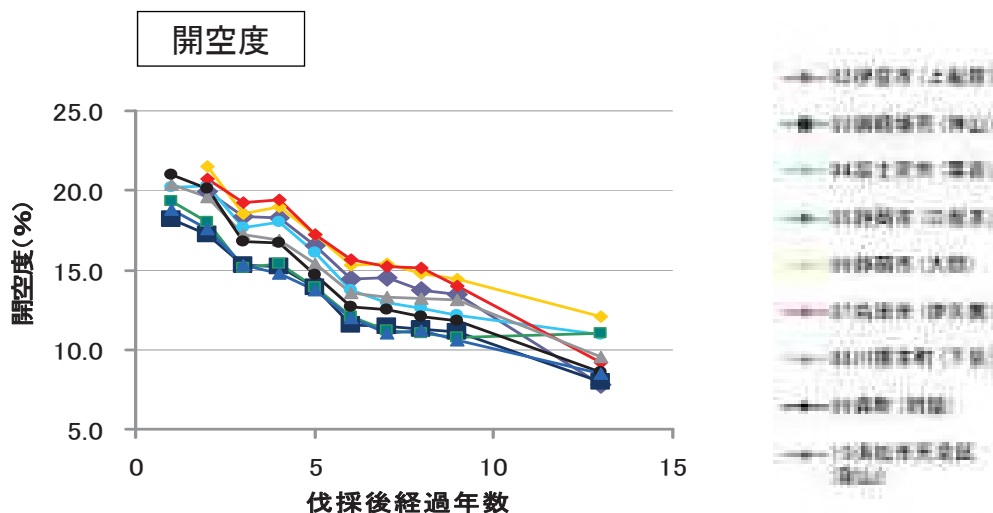
第1期開空度

1 調査方法

魚眼レンズを用いた全天空写真を撮影し、画像解析ソフトで算出

2 調査結果

▲更新に必要な光環境は保たれている



※開空度：魚眼レンズを用いて撮影した全天空写真から、樹木の遮蔽する部分等を除く、「空の部分」を算出した値

10

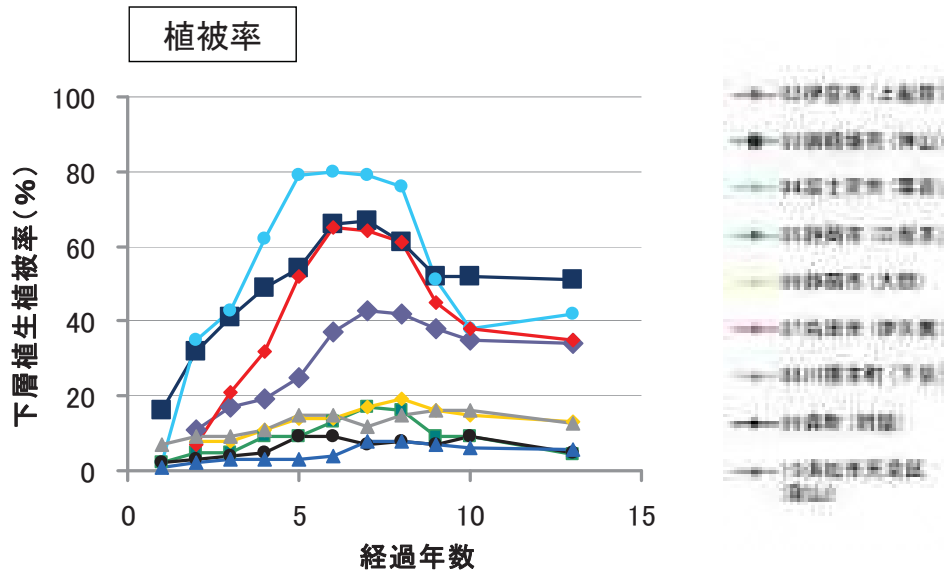
第1期下層植生 — 植被率 —

1 調査方法

プロット内の植生植被面積を目視（投影法）により確認

2 調査結果

▲ 植被率は伐採時より高くなり、下層植生が回復している



11

第1期下層植生 — 回復状況 —



伊豆市(上船原) P1



御殿場市(神山) P1



富士宮市(栗倉) P1



静岡市葵区(口坂本) P1



静岡市葵区(大間) P1

12

第1期下層植生 一回復状況



島田市(伊久美) P1



川根本町(下泉) P1



森町(問詰) P1



浜松市天竜区(龍山町) P1

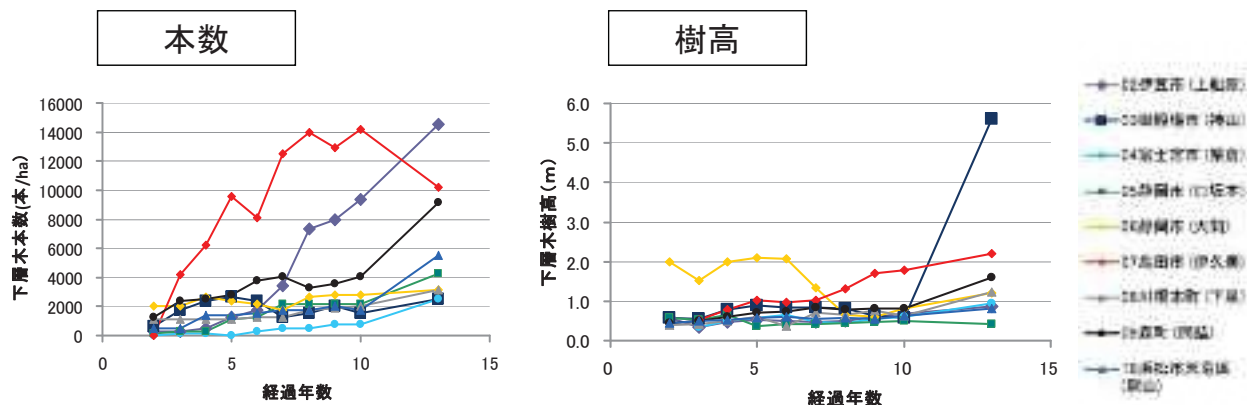
第1期下層木(稚樹) 一本数・樹高一

1 調査方法

- ・調査プロット内に4個設定したサブプロット(2m×2m)内を調査
- ・樹高0.3m以上の木本種を調査

2 調査結果

- ▲発生本数は島田市(伊久美)以外では増加傾向
- ▲樹高は御殿場市(神山)で著しい伸びが見られる



第1期下層木（稚樹）－発生種・本数－

1 調査結果

▲発生種数は5～22種

▲小高木種、落葉性の低木種が多い

伊豆市(上船原)	ヒサカキ(77)	コガクウツギ(41)	モミジイチゴ(15)
御殿場市(神山)	コアカソ(10)		
富士宮市(栗倉)	クサギ(13)	コゴメウツギ(12)	
静岡市(口坂本)	コアジサイ(29)	<u>カナクギノキ(10)</u>	
静岡市(大間)	コアジサイ(139)	ガクウツギ(28)	
島田市(伊久美)	コアジサイ(16)	<u>カナクギノキ(12)</u>	<u>スギ(11)</u>
川根本町(下泉)	コアジサイ(76)	クロモジ(14)	
森町(問詰)	ヒサカキ(23)		
浜松市天竜区(龍山)	コアジサイ(27)		

※10本以上確認種（ ）内は出現本数、赤字下線は高木種

15

第1期下層木写真



静岡市(大間) P1-S1
ソヨゴ、コアジサイ



島田市(伊久美) P2-S2
カナクギノキ、キブシ、
コアジサイ、スギ



島田市(伊久美) P2-S4
カナクギノキ、
コアジサイ、スギ、
ヤブムラサキ



島田市(伊久美) P4-S3
エゴノキ、アオハダ、
コアジサイ

16

第1期まとめ（13年経過）

モニタリング項目	現状
立木の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹高、胸高直径ともに経年変化で大きくなっている ● 形状比が小さい箇所が多く、風倒害に強い
土壌侵食の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● ガリーは確認されていない
光環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 更新に必要な光環境は保たれている
植生の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 植被率は伐採時より高くなり、下層植生が回復している
下層木（稚樹）の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 静岡市（口坂本）と島田市（伊久美）では高木種が確認できた

17

第2期事業モニタリング調査（平成28年度）

調査地	人工林10箇所
調査項目	立木の状況 : 立木密度、樹高、胸高直径 土壌浸食度 光環境 : 開空度、rPPFD 下層植生 : 植被率、種数 下層木(稚樹): 本数、樹高、種数 鳥類調査 : 個体数、種数
調査時期	立木の状況等: 10月～11月 鳥類: 7月(繁殖期)・12月(越冬期)

18

第2期モニタリング調査地一覧



* 「伊豆(吉奈)」はH29年に設定 19

第2期調査地概況

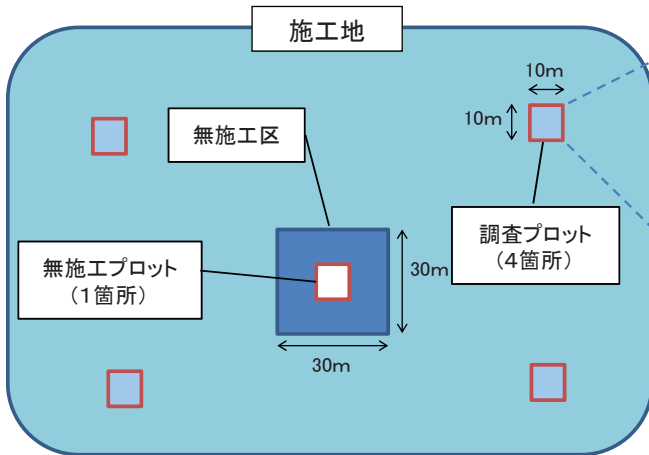
調査箇所	樹種	林齢 (施工時)	標高(m)	斜面方位	傾斜 (度)
1 西伊豆町(一色)	スギ・ヒノキ	50-66	450-540	南西	32-44
2 伊豆市(吉奈)	スギ・ヒノキ	43-54	440-470	南西-北西	22-41
3 裾野市(深良)	スギ・ヒノキ	59-71	600-650	南西-北	21-34
4 富士市(桑崎)	ヒノキ	62	650-700	東-北西	19-35
5 静岡市葵区(大間)	スギ・ヒノキ	41-62	910-980	南西-北西	24-36
6 島田市(伊久美)	スギ・ヒノキ	60	240-290	北東-南西	36-41
7 川根本町(千頭)	スギ・ヒノキ	50	490-580	北-北西	34-45
8 掛川市(遊家)	スギ・ヒノキ	50-65	50-130	南西-北	25-42
9 浜松市天竜区(龍山)	スギ・ヒノキ	46	160-290	南-北西	11-44
10 浜松市天竜区(佐久間)	スギ・ヒノキ	19-25	680-750	南-北西	32-46

※伊豆市(吉奈)は伐採後1年目

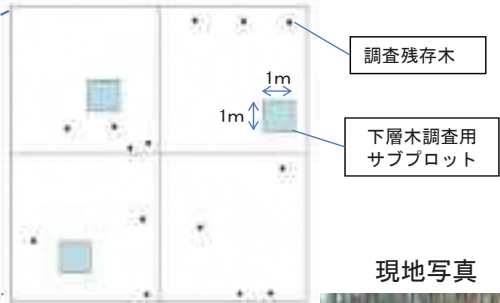
第2期調査プロットの設定

- ・1施工地に付き10m×10mのプロットを4箇所
- ・30m×30mの無施工区の中に10m×10mのプロットを1箇所
- ・各プロット内に1m×1mのサブプロット3箇所

プロット配置イメージ図



プロット拡大図【参考】島田市伊久美プロット②



現地写真



21

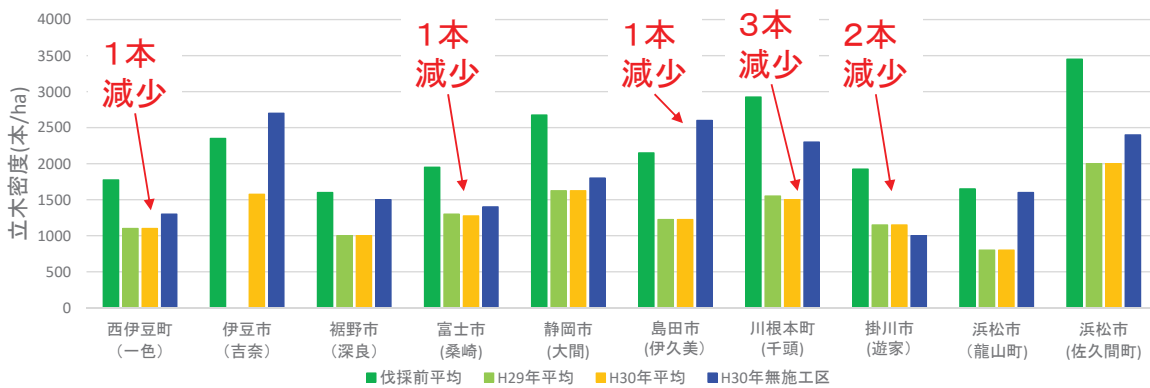
第2期立木の状況 — 立木密度 —

1 調査方法

調査プロットの平均立木本数を調査（1ha当たりの本数に換算）

2 調査結果（平均立木密度）

▲ 伐採前2,245本/ha → 伐採後1,325本/ha（平均伐採率41%）



調査地区	西伊豆(一色)					富士(桑崎)					島田(伊久美)					川根本(千頭)					掛川(遊家)				
プロット	P1	P2	P3	P4	PC	P1	P2	P3	P4	PC	P1	P2	P3	P4	PC	P1	P2	P3	P4	PC	P1	P2	P3	P4	PC
H28本数	21	17	15	18	14	30	17	18	13	14	27	22	17	20	27	35	31	25	26	25	23	18	21	15	12
H29本数	15	10	9	10	14	18	13	11	10	14	14	14	10	11	27	19	14	13	16	24	14	10	13	9	12
H30本数	15	10	9	10	13	17	13	11	10	14	14	14	10	11	26	18	13	13	16	23	14	10	13	9	10
倒木数	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0

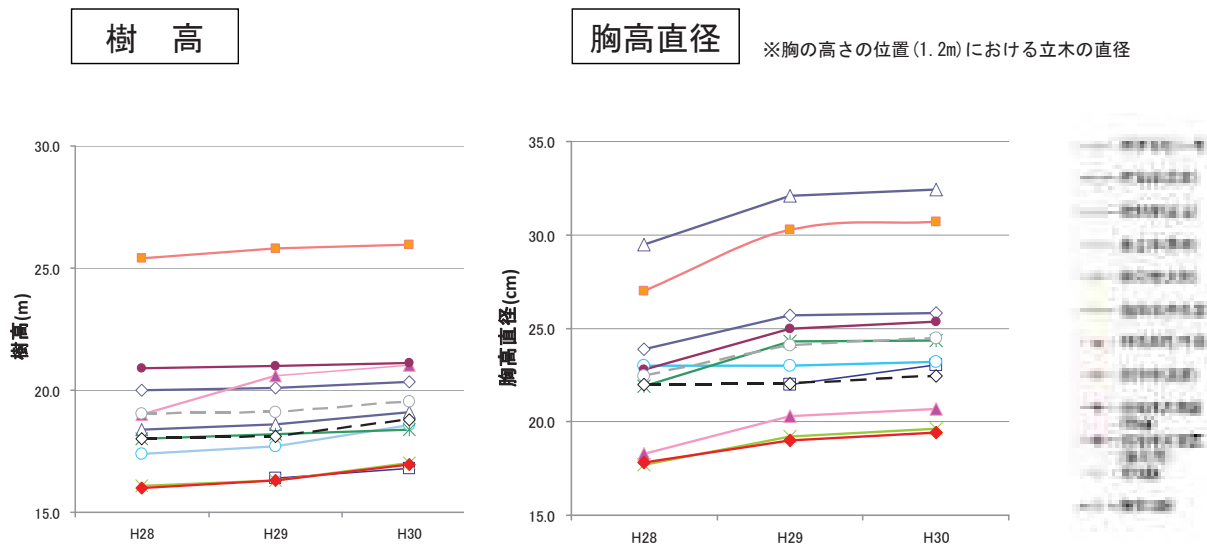
第2期立木の状況－残存木の胸高直径・樹高－

1 調査方法

調査プロット内の残存木を調査・比較

2 調査結果(伐採後2年経過)

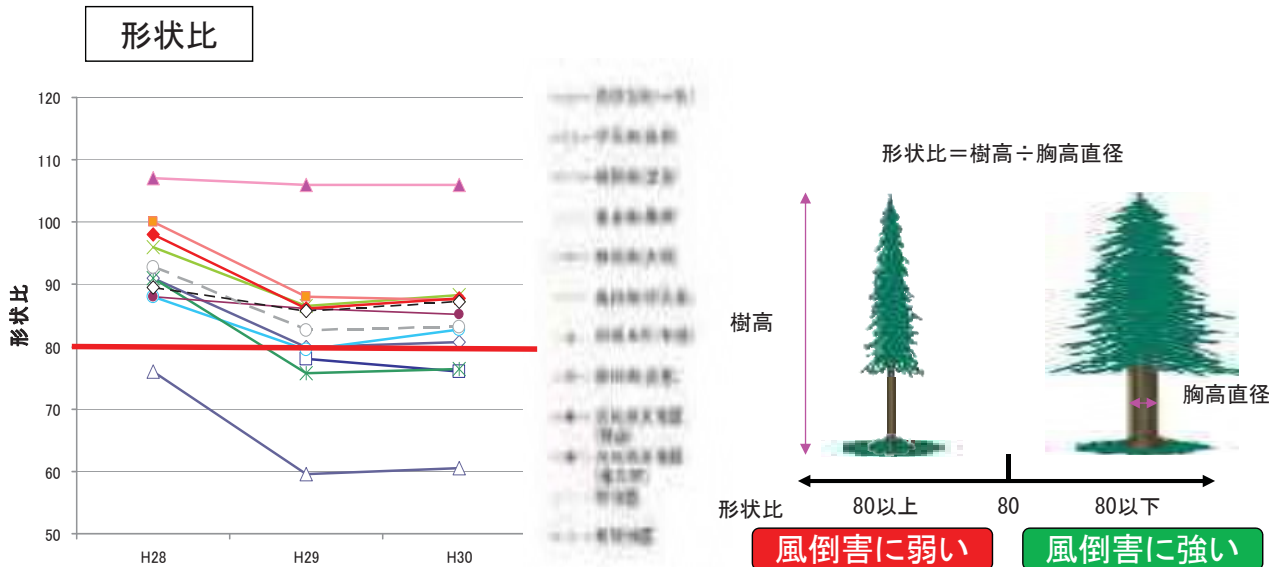
▲樹高、胸高直径ともに全地点で大きくなっている



第2期立木の状況－残存木の形状比－

調査結果(伐採後2年経過)

▲形状比80未満のプロットは3箇所
西伊豆町(一色)、伊豆市(吉奈)、静岡市(大間)



※形状比：樹高を胸高直径で割った数値。一般に、形状比80以下が風倒被害の影響を受けにくいとされる。

第2期土壌浸食度

1 調査方法

調査プロット内の土壌状態を目視にて確認し5段階で評価

2 調査結果(伐採後2年経過)

▲ほとんどの箇所でガリーは発生していない

土壌浸食度

※A0層：落葉や枯枝が半分解のまま地表に堆積した堆積腐植の層
 ※ガリー：地表水によって土壌が削り取られ表面侵食の最も進んだ形態で、斜面上に深く長く掘れた溝ができる

	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	土壌侵食度	状態
プロット	P1	P1	P2	P2	P3	P3	P4	P4	C	C		
西伊豆町(一色)	0	0	1	1	1	1	1	1	2	2	0	A0層(有機物層)が全面を覆っている
伊豆市(吉奈)	2	2	2	2	4	4	1	1	1	1	1	1
裾野市(深良)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	A0層(有機物層)の一部が流亡している
富士市(桑崎)	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
静岡市(大間)	2	2	2	2	1	1	2	2	1	1	2	A0層(有機物層)が50%に満たない
島田市(伊久美)	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3
川根本町(千頭)	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	4	ガリーが一部で見られる
掛川市(遊家)	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	4	全面にガリーが見られる
浜松市天竜区(龍山)	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2		
浜松市天竜区(佐久間)	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2		

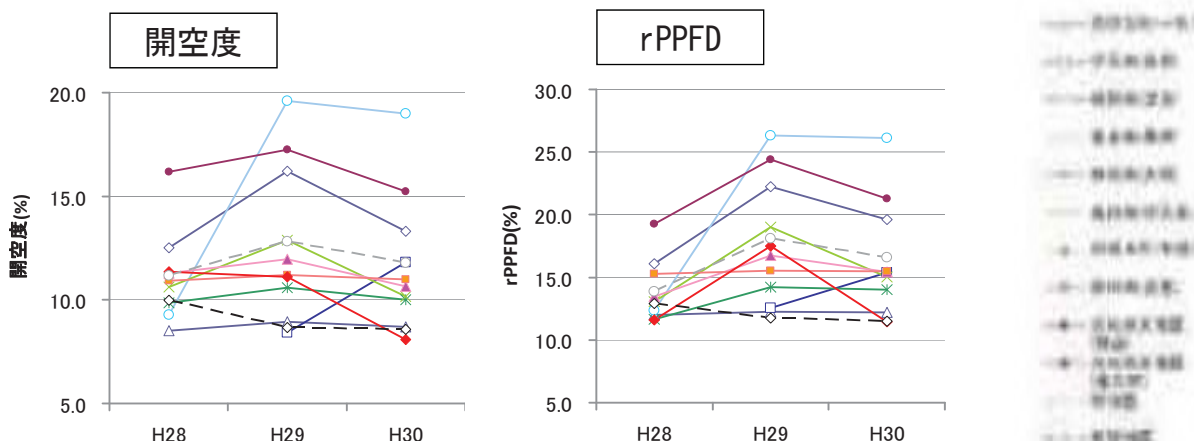
第2期開空度・rPPFD(相対光量子束密度)

1 調査方法

魚眼レンズを用いた全天空写真を撮影し、画像解析ソフトで算出

2 調査結果

▲更新に必要な光環境は保たれている



※開空度：魚眼レンズを用いて撮影した全天空写真から、樹木の遮蔽する部分等を除く、「空の部分」を算出した値。
 ※rPPFD：林内の光環境を評価する指標。下層木の成長維持には15%以上が必要といわれている。相対光量子束密度。

第2期開空度・rPPFD 経年変化

裾野(深良)P1	川根本町(千頭)P1	浜松市天竜区(龍山町)P2
H29年	H29年	H29年
H30年	H30年	H30年
開空度 20.5⇒19.0	開空度 13.8⇒11.4	開空度 16.6⇒13.4
rPPFD 28.3⇒26.0	rPPFD 18.2⇒16.4	rPPFD 25.8⇒21.2

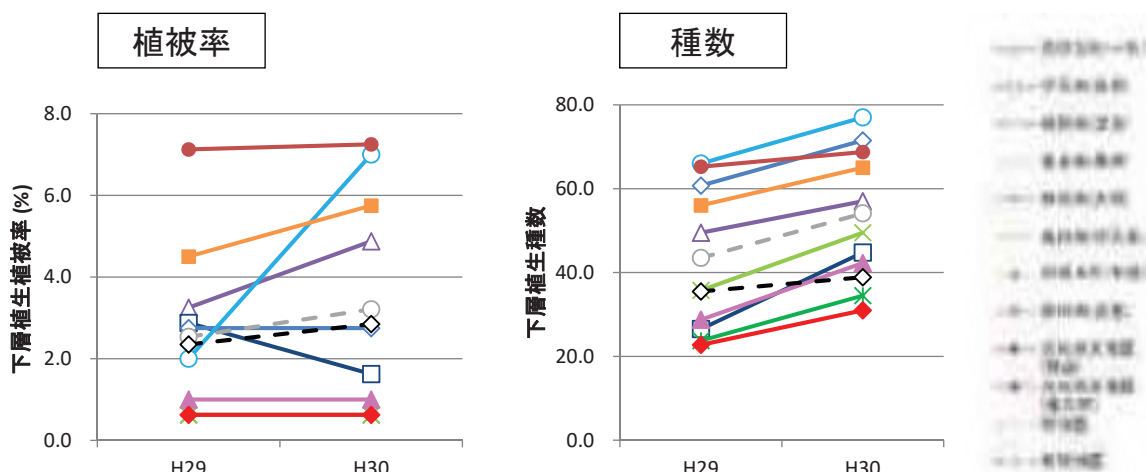
第2期下層植生—植被率・種類—

1 調査方法

- ・プロット内の植生植被面積を目視（投影法）により確認
- ・シダ植物以上の植物の種名を確認

2 調査結果

▲下層植生は増加傾向にある



第2期下層植生 一回復狀況一



西伊豆町(一色) P4



伊豆市(吉奈) P4



裾野市(深良) P2



富士市(桑崎) P3



静岡市葵区(大間) P2

29

第2期下層植生 一回復狀況一



島田市(伊久美) P2



川根本町(千頭) P1



掛川市(遊家) P3



浜松市天竜区(龍山町) P3



浜松市天竜区(佐久間町) P1

30

第2期下層木（稚樹）一本数・樹高一

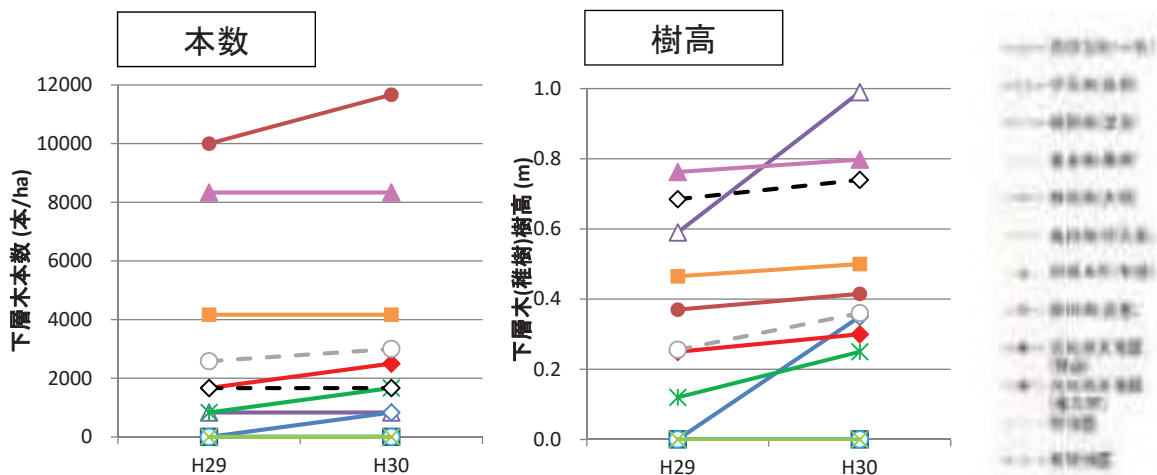
1 調査方法

- ・調査プロット内に3個設定したサブプロット（1m×1m）内を調査
- ・樹高0.3m以上の木本種を調査

2 調査結果

▲発生本数は島田市(伊久美)、静岡市(大間)、浜松市天竜区(龍山)、浜松市天竜区(佐久間)で増加

▲樹高は西伊豆町(一色)、裾野市(深良)で著しい成長



第2期下層木（稚樹）発生種・本数一

調査結果

▲発生種数は0～6種

▲多くの箇所で木本類の発生が見られた

西伊豆町(一色)	イズセンリョウ (1)				
伊豆市(吉奈)	なし				
裾野市(深良)	ニガイチゴ (1)	<u>アカガシ (1)</u>			
富士市(桑崎)	クロモジ (1)				
静岡市(大間)	アブラチャン (1)	コアジサイ (1)			
島田市(伊久美)	なし				
川根本町(千頭)	ヒサカキ (6)	<u>アラカシ (3)</u>	アセビ (1)		
掛川市(遊家)	<u>アラカシ (4)</u>	<u>リンボク (1)</u>			
浜松市天竜区(龍山)	チャノキ (3)	<u>アラカシ (1)</u>	<u>コジイ (1)</u>	<u>アカメガシワ (1)</u>	ヒメコウゾ (1)
浜松市天竜区(佐久間)	チャノキ (5)	<u>アラカシ (1)</u>			

※赤字下線は高木種

第2期下層木写真



西伊豆町(一色) P3-S2
イズセンリョウ



川根本町(千頭) P1-S2
アセビ



川根本町(千頭) P4-S3
ヒサカキ



掛川市(遊家) P1-S1
アラカシ



浜松市天竜区(龍山町) P4-S2
アラカシ
チャノキ

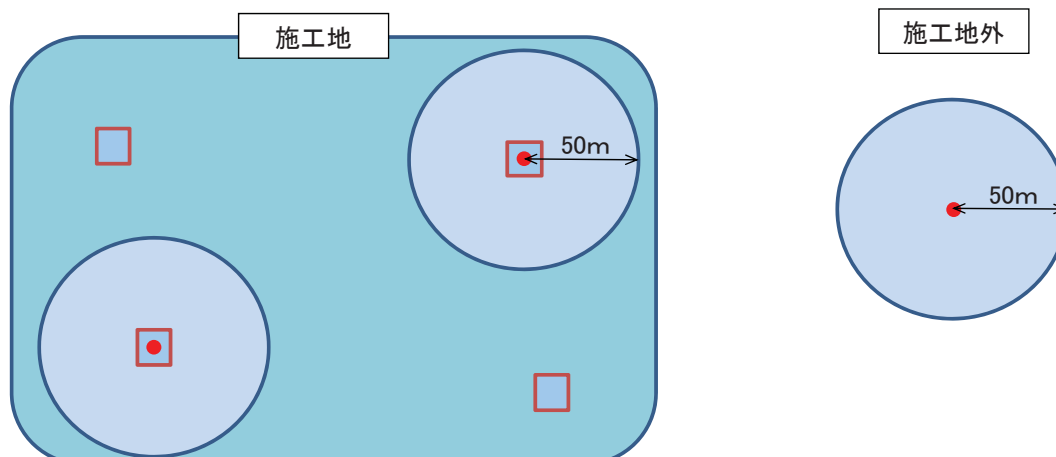


浜松市天竜区(佐久間町) P4-S1
クロモジ

33

鳥類の状況 ー調査方法ー

- ・第2期調査地区に1調査地につき3地点設定
- ・調査地点は、施工地内の設定済調査プロットを中心2地点と、
施工地外(周辺の別の森林)に1地点設定
- ・各地点から半径50m以内を対象に観測
- ・30分間に飛来した鳥を観測
- ・繁殖期(7月)と越冬期(12月)の計2回調査



34

第2期まとめ

モニタリング項目	現状
立木の状況	● 樹高、胸高直径ともに全調査地で大きくなっている
土壌侵食の状況	● ほとんどの箇所ではガリーは発生していない
光環境の状況	● 更新に必要な光環境は保たれている
植生の状況	● 下層植生は増加傾向にある
下層木（稚樹）の状況	● 多くの箇所では木本類の発生が見られた
鳥類の状況	● 確認された鳥類は6目16科31種 ● 繁殖期は28種、越冬期は20種で、留鳥が70%以上を占める ● 施工区と無施工地で大きな差は見られなかった

森林環境譲与税への対応

(森林・林業局森林計画課)

1 要旨

令和元年度以降、「森林環境譲与税」が、市町とそれを支援する県に配分される。

市町は、「森林環境譲与税」を財源に、地域の実情に応じた森林整備及びその促進を図り、県は引き続き「森林(もり)づくり県民税」を財源に、荒廃森林の再生を図る。

事業の役割分担を明確にし、県と市町が車の両輪として事業を実施していく。

【イメージ図】

○森林(もり)づくり県民税と森林環境譲与税の使途区分

区 分		H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8～
県	森林づくり県民税 (超過課税)	課税(H28～R2)					課税(*延長: R3～R7)					
		使途: 荒廃森林の再生(森の力再生事業 H28～R7)										
市町	森林環境譲与税											森林環境税課税(R6～)
		森林環境譲与税配分(R1～)										
		使途: 地域の実情に応じた森林整備及びその促進(R1～)										

*: 静岡県もりづくり県民税条例は、R2年度に事業の進捗状況、効果等を踏まえ税率や課税期間を検討

2 課税に関する考え方

- ・ 2つの税は財源の帰属が異なる(森林(もり)づくり県民税は県、森林環境税は市町)ため二重の課税には該当しないと考えられるが、使途を明確に区分する必要がある。
- ・ 市町では、森林環境譲与税を、地域の実情に応じた森林整備及びその促進に充当する意向であることから、荒廃森林の再生を進めるためには、森林(もり)づくり県民税の継続が必要となる。

3 「森林(もり)づくり県民税」と「森林環境譲与税」の役割分担

区分	県	市町
財源	森林(もり)づくり県民税	森林環境譲与税
役割	○荒廃森林の再生 ・ 公益性が高く、所有者による整備が困難で、緊急に整備が必要な荒廃した森林の整備 〈森の力再生事業〉	○地域の実情に応じた森林整備及びその促進 ・ 間伐や、人材育成・担い手の確保、木材の利用や普及啓発による森林整備の促進 ・ 森林経営管理法に基づく、新たな森林管理システム ^(※) による森林整備等

※ 森林所有者自らが経営管理できない森林について、市町が森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者への再委託や市町自らが管理を行う制度

4 市町森林整備実施体制等支援事業(新規)

市町が行う施策が円滑に実施できるよう、森林整備の支援等を行う。

区 分	内 容	R 元当初
森林整備実施体制支援	市町職員基礎研修、森林整備全体計画・実施計画作成等支援、森林経営管理制度推進モデル支援 等	千円
木材利用促進	木材利用研修 等	40,800
森林環境教育推進	森林環境教育指導者の育成 等	

5 事業の必要性等の理解促進

「森林(もり)づくり県民税」と「森林環境譲与税」のそれぞれの税を財源とする事業の必要性等について県民等の理解を促進する。

(R 元計画)

項目	内容・対象者等
県民への広報	○話題性のある森の力再生事業の成果等の発信 ・コンビニエンスストア等へリーフレットの配架、啓発グッズの配布 等 ・森の力再生事業整備地を活用した事業成果の広報 ・都市部での事業周知の PR 活動

(H30 実績)

項目	内容・対象者等
県民への広報	○話題性のある森の力再生事業の成果等の発信 ・フェイスブック、新聞、テレビ、コンビニエンスストア等へリーフレットの配架 等
タウンミーティング	・テーマ：市町と県が連携して効果的に進める森林整備 県下7会場 10月16日から26日、参加者284人
市町長訪問	・35市町長等（9月25日～10月31日）
経済団体訪問	・68団体（商工会議所・商工会・法人会等）（10月30日～12月3日）

静岡県もりづくり県民税条例

平成 17 年 12 月 26 日

条例第 88 号

(趣旨等)

第1条 この条例は、すべての県民がその恵沢を享受している森林の有する県土の保全、水源のかん養その他の公益的機能を持続的に発揮させていくことの重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、荒廃した森林の再生に係る施策に取り組んでいく必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、静岡県税賦課徴収条例(昭和47年静岡県条例第8号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 県民税の均等割のうち、次条及び第3条の規定により加算した額に係るものを「もりづくり県民税」と称する。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 平成18年度から平成25年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第38条に定める額に400円を加算した額とする。

2 平成26年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例附則第8項の規定にかかわらず、同項の定める額に400円を加算した額とする。

(一部改正〔平成22年条例47号・24年44号〕)

注 平成27年12月25日条例第56号により、平成28年4月1日から施行	
改正前	改正後
(個人の県民税の均等割の税率の特例) 第2条 (略) 2 平成26年度及び平成27年度の各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例附則第8項の規定にかかわらず、同項の定める額に400円を加算した額とする。	(個人の県民税の均等割の税率の特例) 第2条 (略) 2 平成26年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例附則第8項の規定にかかわらず、同項の定める額に400円を加算した額とする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における法第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、法第52条第1項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

(一部改正〔平成20年条例28号・22年34号・47号〕)

注 平成27年12月25日条例第56号により、平成28年4月1日から施行

改正前	改正後
(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第3条 平成18年4月1日から <u>平成28年3月31日</u> までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における法第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、法第52条第1項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。	(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第3条 平成18年4月1日から <u>平成33年3月31日</u> までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における法第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、法第52条第1項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(使途)

第4条 知事は、もりづくり県民税に係る収納額に相当する額からもりづくり県民税の賦課徴収に要する費用の額を控除して得た額を、別に条例で定めるところにより、荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費に充てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第2条の規定の適用については、同条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第38条に定める額に400円」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第2条第2項の規定により読み替えて適用される地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第38条に定める額に100円」とする。
- 3 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第2条の規定の適用については、同条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第38条に定める額に400円」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第2条第4項の規定により読み替えて適用される地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第38条に定める額に200円」とする。

附 則(平成20年7月18日条例第28号抄)
(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、第3条、次項及び附則第4項の規定 公布の日

附 則(平成22年8月6日条例第34号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成22年12月28日条例第47号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月20日条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第56号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

静岡県森の力再生基金条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 19 号

(設置)

第 1 条 静岡県もりづくり県民税条例(平成 17 年静岡県条例第 88 号)第 4 条の規定に基づき、荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費に充てるため、静岡県森の力再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(使途)

第 2 条 前条に規定する経費は、荒廃した人工林又は里山の森林であつて、森林の権利者(権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。)による整備が困難なものについて、その有する公益的機能を持続的に発揮させるため、緊急に行う必要がある事業として知事が定めるものに要する経費とする。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、静岡県もりづくり県民税条例第 4 条に規定するところにより算定して得た額として予算の定めるところによる。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、静岡県一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 「静岡県もりづくり県民税条例」及び「静岡県森の力再生基金条例」の趣旨に従い、静岡県経済産業部が実施する森の力再生事業（以下「事業」という。）の内容を明らかにし、透明性の確保を図るため、静岡県森の力再生事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の執行状況や事業の効果について、検証・評価すること。
- (2) 事業に関する提言をすること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、経済産業部長が委嘱する。
- 3 (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は再任することを妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済産業部政策管理局産業政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月9日から施行する。

(第1回目の委員会)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回目の委員会は経済産業部長が招集する。

附 則

この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

この要綱は、平成20年4月3日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

静岡県森の力再生事業評価委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱第8条の規定に基づき、静岡県森の力再生事業評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が非公開が適当であると判断した場合は、この限りではない。

- 2 公開の方法等については、情報提供の推進に関する要綱（平成15年3月14日付け私情第23号総務部長通知）に基づき行うものとする。
- 3 傍聴定員は10人以内とする。ただし、委員長が認めた場合は、この限りではない。

(会議の議長)

第3条 議長は、議事を整理する。

- 2 議長は、議場の秩序を保持し、必要があると認めるときには、秩序を乱した者を退場させることができる。

(議事録)

第4条 委員会の会議については、議事録を作成し、審議内容に係る会議資料と併せて公開するものとする。ただし、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第7条各号に該当する情報については、この限りでない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年1月9日から施行する。